

障がい福祉の手引き



問い合わせ先

- 喜多方市役所 住所：喜多方市字御清水東7244番地2
社会福祉課 障がい福祉係 (0241) 24-5276
- 熱塩加納総合支所 住所：喜多方市熱塩加納町相田字大森5000番地
住民課 市民サービス班 (0241) 36-2113
- 塩川総合支所 住所：喜多方市塩川町字東岡320番地1
住民課 市民サービス班 (0241) 27-2153
- 山都総合支所 住所：喜多方市山都町字広中新田1167番地
住民課 市民サービス班 (0241) 38-3821
- 高郷総合支所 住所：喜多方市高郷町西羽賀字十二林2820番地
住民課 市民サービス班 (0241) 44-2113

令和8年4月1日現在

喜 多 方 市

1. 障害者手帳

身体障害者手帳	1
療育手帳	2
精神障害者保健福祉手帳	3

2. 手当・年金・給付金等

障害児福祉手当	4
特別障害者手当	4～5
特別児童扶養手当	5
心身障害者扶養共済制度	5
障害年金	6
特別障害者給付金	7
障害年金生活者支援給付金	7

3. 医療費助成等

重度心身障害者医療費助成制度	8
後期高齢者医療	8
特定医療費（指定難病）受給者証	9
特定疾患患者見舞金	9
人工透析患者通院交通費助成事業	9
特定疾病療養受療証	10
重度障がい者タクシー料金助成事業	10
在宅重度障がい者対策事業	10

4. 発達障がい児（者）への支援

5. 障がい児への支援

6. 障害者総合支援法

介護給付・訓練等給付等サービス内容	12
相談支援のサービス内容	12
相談支援区分と福祉サービスの関係	13
利用者負担の仕組み	13
利用のしかた	14
地域生活支援事業	15～16
自立支援医療	17
補装具費	18

7. 社会参加

郵便投票制度	19
NHK放送受信料の減免	19

7. 社会参加

携帯電話の割引	19
温泉施設等の利用	19
声の広報	20
有料道路通行料金の割引	20
J等運賃割引	20
民営バス料金の割引	21
タクシー運賃の割引	21
航空運賃の割引	21
駐車禁止除外指定車標章	21
AIオンデマンド交通のるーと喜多方	21
おもいやり駐車場利用制度	22

8. 税などの軽減

住民税の非課税	23
所得税・市民税の障害者控除	23
医療費控除	23
自動車等に関する税の減免	24～25

9. 災害等に対する事業

ひとり暮らし高齢者等安全協力員事業	26
高齢者世帯等除雪支援事業	26
緊急通報システム事業	27
避難行動要支援者（兼）個別避難計画登録制度	26～27
高齢者身元確認QRコード事業	27

10. その他

ヘルプマーク	28
ヘルプカード	28
手話通訳者の配置について	28
喜多方市地域自立支援協議会	29
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度	30
成年後見制度利用支援事業	31
物品等の調達方針	32
障害者虐待防止法	33
障害者差別解消法	34
地域生活支援拠点等の整備	35
難病一覧表	36～38
サービス提供事業所一覧	39～47
その他の関係機関	48～49

1. 障害者手帳

○身体障害者手帳

【内 容】身体障がい者が各種援護や制度上の便宜を受けるために身体障害者手帳を交付します。障がいの程度は1級から6級で、等級の判定は福島県障がい者総合福祉センターで行っています。

【対象者】上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・平衡・言語・音声・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫に障がいのある方です。

【必要書類】手続きに必要な書類等は、表のとおりです。

	※1 診 断 書	※2 写 真	身体障害者手帳	マイナンバーカード または通知カード
新 規	○	○		○
等級変更再交付	○	○	○	○
障がい名追加再交付	○	○	○	○
再 認 定 再 交 付	○	○	○	○
紛失・破損等再交付		○		○
住 所 変 更			○	○
氏 名 変 更			○	○
転 入			○	○
転 出			○	○
返 還			○	○

※1 診断書は、指定医師が作成した所定の診断書になります。

※2 写真は、たて4cm×よこ3cm、上半身、無帽で1年以内に撮影したものが1枚必要となります。
(マスクを装着している写真は使用できません。)

※3 申請・手帳交付時に、運転免許証またはマイナンバーカードなど、来庁される方の本人確認書類を確認いたします。

【問い合わせ】

- ・ 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課
- ・ 福島県障がい者総合福祉センター 024-521-2823 (住所：福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎1階)

○療育手帳

【内 容】知的障がい者が各種援護や制度上の便宜を受けるために療育手帳を交付します。

障がいの程度はA（最重度・重度）とB（中度・軽度）で、等級の判定は児童相談所（18歳未満）や福島県障がい者総合福祉センター（18歳以上）で行っています。

【対象者】① 知的能力に障がいがあること。

② 知的能力の障がい、18歳未満までにあらわれていること。

③ 日常生活能力に支障が生じているため、援助が必要な状態であること。

以上の3つの要件を満たす場合が対象になります。

【必要書類】手続きに必要な書類等は、表のとおりです。

	※1 診 断 書	※2 写 真	療育手帳	マイナンバーカード または通知カード
新 規	○	○		○
程 度 確 認	○	○	○	○
再 交 付		○		○
住 所 変 更			○	○
氏 名 変 更		○	○	○
転 入		○	○	○
転 出			○	○
返 還			○	○

※1 18歳未満

特別児童扶養手当または障害児福祉手当診断書の写し（発行から1年以内のもの）

または児童相談所が実施する判定会に参加し、判定を受ける。

18歳以上

下記のうちいずれかの診断書（発行から1年以内のもの）及び該当の認定通知書または証書の写し

【障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、精神障害者保健福祉手帳（程度確認時のみ）、障害支援区分認定（程度確認時のみ）】

または福島県障がい者総合福祉センターが実施する判定会に参加し、判定を受ける。

※2 写真は、たて4cm×よこ3cm、上半身、無帽で1年以内に撮影したものが1枚必要となります。（マスクを装着している写真は使用できません。）

※3 申請・手帳交付時に、運転免許証またはマイナンバーカードなど、来庁される方の本人確認書類を確認いたします。

【問い合わせ】

- ・ 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課
- ・ （18歳未満）福島県会津児童相談所 0242-23-1400（住所：会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3）
- ・ （18歳以上）福島県障がい者総合福祉センター 024-521-2822（住所：福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎1階）

○精神障害者保健福祉手帳

【内 容】精神障がい者が、各種援護や制度上の便宜を受けるために精神障害者保健福祉手帳を交付します。障がいの程度は１級から３級で、等級の判定は福島県精神保健福祉センターで行っています。有効期間は２年です。

【対象者】精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた方（初診日から６か月経過後）

【必要書類】手続きに必要な書類等は、表のとおりです。

	※１ 診断書 または 障害年金証書等	※２ 写 真	精神障害者 保 健 福 祉 手 帳	マイナンバーカード または通知カード
新 規	○	○		○
更 新	○	○	○	○
等 級 変 更	○	○	○	○
再 交 付		○		○
住 所 変 更			○	○
氏 名 変 更			○	○
転 入			○	○
転 出			○	○
返 還			○	○

※１ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用・初診日より６か月経過したもの）または精神障がいを理由に障害年金を受けている場合は障害年金証書（写）等、もしくは特別障害者給付金受給資格者証等

※２ 写真は、たて４cm×よこ３cm、上半身、無帽で１年以内に撮影したものが１枚必要となります。また写真は省略することが可能ですが、本人確認書類としては無効となり、各種減免等が受けられないことがあります。（マスクを装着している写真は使用できません。）

※３ 申請・手帳交付時に、運転免許証またはマイナンバーカードなど、来庁される方の本人確認書類を確認いたします。

【問い合わせ】

- ・ 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課
- ・ 福島県精神保健福祉センター 024-535-3556 （住所：福島市御山町８番３０号）

2. 手当・年金・給付金等

○障害児福祉手当

【対象者】

身体または精神に重度の障害（政令基準）を有し常時介護を要する20歳未満の障がい児に支給します。

次の場合、手当は支給されません

- ①児童が障害児入所施設などの施設に入所している場合
- ②児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合

【支給の制限】

受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の控除後の所得が下記の限度額を超えている場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、支給が停止されます。扶養人数によって限度額が変わります。

扶養親族の数	受給資格者本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円

【手当の額】月額16,560円

【支給月】2月、5月、8月、11月（それぞれの前月分までの手当を支給）

【申請に必要なもの】

- ☐ 所定の診断書 ☐ 障害児福祉手当認定請求書（窓口に備え付けてあります。）
- ☐ 受給資格者（児童）の預金通帳 ☐ 印鑑 ☐ マイナンバーカードまたは通知カード

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○特別障害者手当

【対象者】

身体または精神に重度の障害（政令基準）を有する20歳以上の常時特別の介護を要する、在宅の障がい者に支給します。

次の場合、手当は支給されません

- ①本人が障害者総合支援法や老人福祉法に定める施設に入所している場合
- ②本人が3か月を超えて医療機関（老人保健施設）に入院（入所）している場合

【支給の制限】

受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の控除後の所得が下記の限度額を超えている場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、支給停止されます。扶養人数によって限度額が変わります。

扶養親族等の数	受給資格者本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円

【手当の額】月額30,450円

【支給額】2月、5月、8月、11月（それぞれの前月分までの手当を支給）

【申請に必要なもの】

☐ 所定の診断書 ☐ 特別障害者手当認定請求書（窓口に備え付けてあります。）

☐ 受給資格者の預金通帳 ☐ 印鑑 ☐ マイナンバーカードまたは通知カード

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○特別児童扶養手当**【対象者】**

身体または精神に中度または重度の障害（政令基準）を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給します。

次の場合は、手当は支給されません

- ① 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住所を有しない場合
- ② 児童が障害児入所施設などの施設に入所している場合
- ③ 児童が障害を理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合

【支給の制限】

受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者の控除後の所得が下記の限度額以上の場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の支給が停止されます。

扶養親族等の数	受給資格者本人	扶養義務者等
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円

【手当の額】 1級 月額58,450円 2級 月額38,930円

【支給月】 4月、8月、11月

【申請に必要なもの】

☐ 請求書と対象児童の戸籍謄本または抄本 ☐ 請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票

☐ 所定の診断書（身体障害者手帳が1・2・3級または療育手帳Aで、次回判定年月が申請日時点で6か月以上あるときは省略できる場合もあります。）

☐ 請求者の預金通帳

☐ 請求者、配偶者、対象児童および扶養義務者のマイナンバーまたは個人番号記載の住民票

☐ 請求者の身元の確認ができる書類

（1点で確認できるもの マイナンバーカード、自動車運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）

（2点で確認できるもの 健康保険資格確認書または資格情報（保険証）、年金手帳など）

【問い合わせ】 こども課 子育て支援班 0241-24-5229 または各総合支所住民課

○心身障害者扶養共済制度

心身障がい者を扶養する方が、毎月一定の掛金を払い込み、万一のとき後に遺された心身障がい者に、終身一定の年金を支給します。なお、加入資格や手続きなどについてはお問い合わせください。

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○障害年金

国民年金、厚生年金等に参加している方が、病気やけがによって日常生活や仕事に制限を受ける状態になった時に、申請により受け取ることができる年金です。

【受給要件】

次の条件すべてに該当する方に支給されます。

①障がいの原因となった傷病の初診日（注１）が、20歳前か国民年金または厚生年金保険の被保険者期間中であること。

②初診日における保険料の納付状況がアまたはイの要件を満たしていること。

ア 保険料を加入期間の3分の2以上納めていること。

初診日の属する月の前々月までの被保険者期間で、保険料納付期間と免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上であること。

イ アを満たさない場合は、初診日が65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。

※例外として、20歳前に初診日がある人については、保険料納付要件は問われません。

③障がいの程度が、20歳に達した時、または障害認定日（注２）において政令に定めた障害等級の状態になっていること。

（注１）初診日とは障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日を言います。

（注２）障害認定日とは障がい状態であることを認定する日です。原則、初診日から起算して1年6か月経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日です。障害認定日を過ぎてから請求できます。

【年金の額】

1級または2級の障害厚生年金を受けられる時は、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

3級の障害厚生年金は、厚生年金独自の給付です。

障害の程度 (障害等級)	支給される年金額（2026年4月以降）	
	障害厚生年金	障害基礎年金
1級	報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額	1,059,125円＋子の加算額
2級	報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額	847,300円＋子の加算額
3級	報酬比例の年金額（最低保証 635,500円）	-

※報酬比例の年金額は、平均標準報酬額等を用いて計算されます。

【問い合わせ】

市民課 市民窓口班 0241-24-5226 または各総合支所住民課

厚生年金に関することは 日本年金機構会津若松年金事務所 0242-27-5321（会津若松市追手町5番16号）

共済年金等に関することは 各共済組合等

○特別障害給付金

【受給要件】

- ①平成3年3月以前に国民年金に任意加入していなかった学生であった方
 - ②昭和61年3月以前に国民年金に任意加入対象であった被用者等の配偶者であった方が、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級に該当する状態にある方
- ※障害基礎年金や障害厚生年金などを受給できる方は対象になりません。

【年金の額】 1級障害 月額58,650円 2級障害 月額46,920円（2024年4月以降）

【問い合わせ】 市民課 市民窓口班 0241-24-5226 または各総合支所住民課

○障害年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されます。

【受給要件】

次の条件全てに該当する方に支給されます。

- ①障害基礎年金を受けている。
- ②前年度の所得額（注1）が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円（注2）」以下である。
（注1）障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
（注2）同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【給付額】 障害等級が1級の方 月額7,025円 障害等級が2級の方 月額5,620円

【問い合わせ】 市民課 市民窓口班 0241-24-5226 または各総合支所住民課

3.医療費助成等

○重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障がい者の医療費の自己負担分を助成します。ただし、本人および扶養義務者等の所得が一定以上の時は、受給資格の対象となりません。また、入院時の食事代、予防接種、健康診断等の自費診療分、調剤の容器代など保険診療外のものは対象になりません。

※精神障害者保健福祉手帳により当制度を受けている場合、精神疾病による入院分の医療費は助成対象外です。

※65歳以上で後期高齢者医療制度に未加入の場合は、医療費が3割負担でも給付は1割となります。

【支給要件】 次のいずれかの手帳を所持されている方が受給者証の交付を受けることができます。

- ①身体障害者手帳1・2級（内部障害のみ3級）
- ②療育手帳A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で有効なものを同時に2つ以上所持している方

【支給の制限】

受給者本人および生計を同じくする配偶者または扶養義務者等の控除後の所得が下記の限度額を超えている場合、支給停止されます。扶養人数によって限度額が変わります。

扶養親族等の数	受給資格者本人	配偶者または扶養義務者
0人	1,695,000円	6,387,000円
1人	2,075,000円	6,636,000円

【申請に必要なもの】

- ☐身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ☐健康保険資格確認書または資格情報（保険証） ☐預金通帳
- ☐マイナンバーカードまたは通知カード

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○後期高齢者医療

【該当者】

- ①75歳以上の方
- ②65歳以上75歳未満で政令に定める一定程度の障害認定を受けている方（身体障害者手帳1・2・3級および4級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級）で、加入手続きをした方

【医療費の負担】

一定以上の所得者はかかった医療費の2割または3割負担、それ以外の方はかかった医療費の1割負担

【申請に必要なもの】

- ☐健康保険資格確認書または資格情報（保険証） ☐各手帳または国民年金証書（障害年金受給の場合）
- ※上記①に該当する方は手続き不要です。

【問い合わせ】 保健課 国保医療係 0241-24-5224

○特定医療費（指定難病）受給者証（特定疾患治療研究事業対象疾患）

原因が不明で治療法が確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患について、医療費の自己負担分の全部または一部を公費で負担し、経済的負担の軽減を図ります。

なお、詳細については、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ】会津保健福祉事務所 健康増進課 0242-29-5508（住所：会津若松市城東町5番12号）

○特定疾患患者見舞金 ※届出期間 毎年6月1日～6月30日の間

毎年6月1日現在喜多方市に住所を有し、指定難病医療費受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方、腎臓機能障がいにより人工透析を受けている方および遷延性意識障がいの方が対象となります。

初めて届け出をする方や、昨年届け出をしなかった方には、通知はお送りいたしませんので、必要書類を持参し窓口にお越しください。

【見舞金額】年額10,000円

【届出時期】毎年6月1日から6月30日の間（土・日曜日を除く。）※期日厳守

【届出に必要なもの】

☐預金通帳

・①から⑤のうちいずれかに該当するもの

☐①指定難病医療費受給者証（または特定疾患医療受給者証）

☐②福島県小児慢性特定疾病医療受給者証

☐③先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

☐④腎臓機能障害により人工透析を受けている方は、身体障害者手帳

☐⑤遷延性意識障害の方は、医師の診断書

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

※対象となる指定難病は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

○人工透析患者通院交通費助成事業

腎臓機能障がい者が、人工透析実施のため規定の交通手段（列車、バス、自家用車、タクシー）を利用し、医療機関への通院に要する交通費を助成します。なお、タクシーは必要最低限の範囲で認められ「重度障がい者タクシー料金助成事業」（社会福祉課）「高齢者福祉タクシー利用助成事業」（高齢福祉課）との重複利用はできません。

【助成の制限】下記のいずれかに該当する場合は対象となりません。

①本人、配偶者および扶養義務者の前年の所得が限度額を超える方

②生活保護受給中の方 ③通院費が月5,000円以下の方 ④通院区間が1.5 km未満の方

⑤正当な理由なく市内または最寄りの医療機関以外に通院している場合

【助成の額】

対象者が通院に要した交通費月額から5,000円を差し引いた額（25,000円が上限となります。）

【申請に必要なもの】

☐通院している医療機関の通院証明書 ☐預金通帳 ☐マイナンバーカードまたは通知カード

☐市内または最寄りの医療機関以外に通院している場合はその理由および医師の意見を記載した申立書

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○特定疾病療養受療証

人工透析を必要としている方や、血友病の方、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の方に係る医療費自己負担額を保険医療機関ごと、月額限度額を1万円とし、経済的負担の軽減を図ります。（70歳未満で人工透析をしている上位所得者の方は2万円）

【手続き】

- ・対象者が加入している各保険者
- ・申請書兼医師意見書等（各保険者により異なります。）

なお、詳細については、各保険者へお問い合わせください。

【問い合わせ】保健課 国保医療係 0241-24-5224 または各保険者

○重度障がい者タクシー料金助成事業（地域生活支援事業）

在宅の重度心身障がい者の移動における経済負担の軽減を図るため、市内タクシー会社および介護タクシー事業所を利用した場合の料金の一部を助成します。なお、「高齢者福祉タクシー利用助成事業」（高齢福祉課）「人工透析患者通院交通費助成事業」（社会福祉課）との重複利用はできません。

【対象者】身体障害者手帳 下肢、体幹機能障害1・2級 視覚障害1級 内部障害1級（いずれも部位別単独等級で判断します。）・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級

【助成の額】年間30,000円（1枚500円の給付券を60枚）

※中途認定の場合、月で按分した金額（枚数）となります。

【申請に必要なもの】

☐身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○在宅重度障がい者対策事業

①在宅重度障がい者治療材料（紙オムツ、消毒液、ガーゼ等）

在宅で生活をしている65歳未満かつ身体障害者手帳を下肢・体幹機能障害1級もしくは2級により所持している方または同程度の障がいを有し、褥瘡やぼうこう炎、排泄障がい等が認められる方に、月額3,000円の給付券を支給します。

②人工肛門・人口ぼうこう造設者衛生器材（ストマ用装具等）

在宅の重度障がい者であって人工肛門・人口ぼうこうを造設している方（身体障害者手帳による日常生活用具（ストマ用装具）の交付を受けることができる方を除く。）に月額4,000円の給付券を支給します。

【助成の制限】下記のいずれかに該当する場合は対象となりません。

①1か月を通して在宅していない方 ②入院している方 ③施設入所している方 ④生活保護受給中の方

【申請に必要なもの】

☐身体障害者手帳（治療材料） ☐医師の証明書（衛生器材）

☐マイナンバーカードまたは通知カード

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

4. 発達障がい児（者）への支援

「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能障がいによって通常低年齢において発現するものです。障害者総合支援法で定義している知的障がい者・精神障がい者として各種サービスを受けることができます。

区 分	内 容	連 絡 先
発達障がい者支援センター	地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からさまざまな相談に応じ、指導と助言を行います。	福島県発達障がい者支援センター 電話：024-951-0352
児童発達支援センター	発達障がい児（疑いも含む）、家族および保育所職員などの支援者に対し、療育体験実習を通じた助言や情報提供を行います。	ゆめみっこ 電話：0242-33-8818 会津通園訓練センター たんぽぽ園 電話：0242-22-9305
発達障がい地域支援マネージャー	発達障がい者支援センターや医療機関等で「発達障がい」の診断を受け、支援が必要なケースに支援機関をコーディネートし、個別支援計画により支援します。	地域生活支援センター いなわしろ 電話：0242-93-8011
相談支援アドバイザー	広域的な連携を要するケースや高い専門性を要するケースの相談を受けています。	

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

5. 障がい児への支援

児童福祉法により、障がい児ができるだけ身近な地域で生活できるよう、支援が受けられます。

【サービス内容】

サービス名	内容および対象者
障がい児相談支援	障がいのある子どもとその家族を対象に、生活上のさまざまな課題の解決や適正なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかな相談支援を行います。
児童発達支援	未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児童・生徒を対象として、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹に機能障がいがある児童が、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通い児童発達支援および治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等が、通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合、居宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

障害者総合支援法（※）

※障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法は、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくためのしくみで、「自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費）」「地域生活支援事業」があります。

また、難病（※巻末資料に掲載）も、障がい福祉サービス等を利用できます。

○介護給付・訓練等給付等サービス内容

	サービス内容	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で食事、入浴、排せつの介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時の移動支援を総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	移動に著しい困難を要する視覚障がい者に対して、外出時において移動に必要な視覚的情報の提供や移動援護、排せつ、食事等の介護支援などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の理由で介護を行うことができない場合に、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
	生活介護	介護を必要とする人に、日中、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の維持・向上のため必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	夜間や休日に、居室などの設備を利用しながら、家事等の日常生活能力の向上のために訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	主に夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。 （A型：雇用契約あり、B型：雇用契約なし）
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間（2年以内）就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面に問題が生じている人を対象に、課題の解決に向けて、事業所・家族との連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

	就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援を新たに利用したい人または既に利用している人が就労についてより良い選択ができるよう、必要な支援を行います。
--	--------	--

○相談支援のサービス内容

	サービス名	内 容
相談支援	計画相談支援	自ら課題の解決やサービスの利用調整が困難な障がいのある方を対象に障がいのある方の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて専門的なケアマネジメントにより、きめ細やかな支援を実施するサービスです。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住まいの確保をはじめとして、地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	障がい者支援施設や精神科病院から地域移行を行った方のうち、家族からの支援を受けられない方を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を原因として生じた緊急の事態において、訪問支援などを行います。

○障害支援区分と福祉サービスの関係

サービスの名称	障害支援区分							備 考
	×	1	2	3	4	5	6	
居宅介護 (ホームヘルプ)								区分1以上、通院介助は区分2以上等 ※障がい児はこれに相当する心身の状態 ※重度訪問介護、行動援護は別要件有
短期入所 (ショートステイ)								区分1以上（障がい児は5領域10項目による区分1以上）
療養介護								筋委縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴い呼吸管理を行っている方で区分6、筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者であって区分5以上
生活介護								50歳未満…区分3（施設入所は区分4）以上 50歳以上…区分2（施設入所は区分3）以上
施設入所支援								区分4以上、年齢50歳以上は、区分3以上で入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的と認められる者

○利用者負担のしくみ

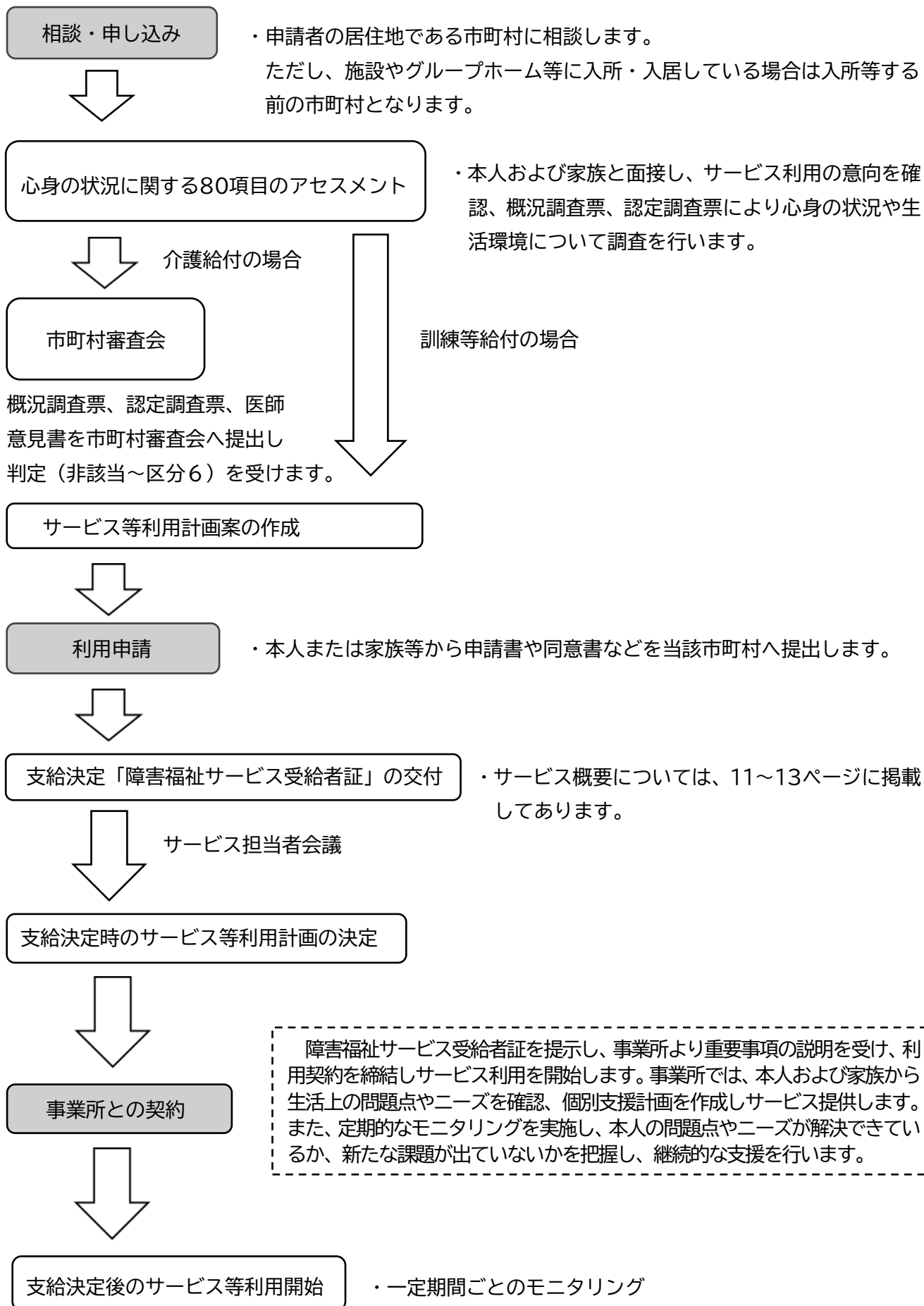
利用者負担はサービスにかかる費用の1割の定率負担となり、食費や光熱水費についても実費負担となります。ただし低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

区 分	世帯収入の状況	月額上限負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（障がい児にあっては28万円）未満の者）	（20歳未満施設入所者を含む） 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円
一般2	市町村民税課税世帯（一般1該当者を除く）	37,200円

※世帯とは18歳以上の障がい者の場合、本人とその配偶者、障がい児の場合保護者の属する世帯員。

※施設入所、グループホームを利用する場合、本人収入額の内一定金額が手元に残るよう食費、光熱水費に対する補足給付があります。（20歳以上の課税世帯を除く）

○利用のしかた は申請者が行う内容です。



○地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市が実施主体となり、障がい者および障がい児が地域において、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

事業名	事業の対象者および内容
日常生活用具給付事業 自己負担 1割 ※介護保険等の給付が優先されます。	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便性を支援します。 【主な品目】 ストマ用装具、ネブライザー、視覚障がい者用時計、電磁調理器、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用屋内信号装置、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器、住宅改修等
移動支援事業 自己負担 1割	①屋外での移動が困難な障がい者が社会参加等のために外出する際にヘルパーを派遣し移動の介助を行います。 ②重度障がい者タクシー料金助成事業については10ページを参照
地域活動支援センター事業 自己負担 1割	地域で生活する障がい者が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流支援などの便宜を供与するとともに、日常的な生活相談、情報の提供などを総合的に行います。
日中一時支援事業 自己負担 1割	介護している家族の一時的な休息を支援するため、障がい者の日中における活動の場を提供します。
生活サポート事業 自己負担 1割	介護給付対象者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。
意思疎通支援事業 自己負担 なし	聴覚障がい者等が、手話でのコミュニケーションを必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。また、喜多方市役所の社会福祉課内に専任の手話通訳者を配置しています。 【対象者】 市内にお住まいで、聴覚、音声、言語の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）の方
事業所通所者一時預かり事業 自己負担 1割	市内の日中活動系サービス事業所に通所する障がい者で、事業所の活動終了後、天候不良や家族の急病などの緊急時に事業所において一時的に預かり、見守り等の支援を行います。
訪問入浴サービス事業 自己負担 1割	在宅の重度の身体障がい者等で、他の施策を利用しての入浴が困難であり、かつ、医師が入浴を適当と認めた者に対して、自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
障がい者スポーツ事業 自己負担 なし	身体に障がいのある方が、スポーツを通じて心身の健康維持・増進を図るとともに、相互理解を深めるため毎年開催しています。 【受託機関】 喜多方市身体障がい者福祉会

事業名	事業の対象者および内容
自動車運転免許取得助成事業 自己負担 なし	身体障がい者が、就労等社会活動参加のため、自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。<u>※自動車学校入校前に申請が必要</u> 【対象者】身体障害者手帳の下肢、体幹または聴覚機能障害の方 【助成限度額】100,000円
自動車改造費助成制度 自己負担 なし	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、自動車を改造する場合、改造費の一部を助成します。<u>※改造する前に申請が必要</u> 【対象者】次のすべての要件に該当する方です。 ①身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害者であって、その障害等級が単独で4級以上の方 ②就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車を改造する方 ③申請者の前年の所得が限度額を超えない方 <u>※4ページの特別障害者手当支給制限の限度額表を参照</u> 【助成限度額】100,000円

※費用の1割が自己負担となる事業については、世帯（18歳以上の障がい者の場合、本人とその配偶者、障がい児の場合保護者の属する世帯員）の課税の状況に応じて月額上限額があります。

13ページ〇利用者負担のしくみ参照

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課



○自立支援医療

【対象医療】

医 療 名	治 療 内 容
更 生 医 療	一般医療により、身体障がい者に対して、日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上させることを目的として行われるリハビリテーション医療を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。 (例) 人工関節置換術、骨切り術、弁置換術、ペースメーカー植え込み術、人工透析療法、中心静脈栄養法に伴う医療、抗HIV療法等
育 成 医 療	身体に障がいや病気をもち、放置すると将来一定の障がいを残すとみられる18歳未満の児童で、入院治療や手術によって確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の一部を助成する制度です。
精 神 通 院 公費負担医療	統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物障がい（依存症等）その他の精神疾患を有し、継続的に通院による医療を受ける方に対し、医療費の一部を助成する制度です。

【利用者負担と軽減】

基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる者「重度かつ継続」にも負担上限月額を設定するなどの軽減策が講じられています。世帯とは、住民票上の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族を同一世帯とします。

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護 世帯	市町村民税非課税本人収入 ≦809千円	市町村民税非課税本人収入 >809千円	市町村税所得割< 3.3万円	3.3万円≦市町村民税所得割< 23.5万円	23.5万円≦市町村民税所得割
生活保護 0円	低所得 1 2,500円	低所得 2 5,000円	中間所得		公費負担の 対象外
			医療保険の自己負担限度		
			育成医療の経過措置（※1）		
			5,000円	10,000円	
			高額治療継続者「重度かつ継続」（※2）		
			5,000円	10,000円	20,000円

※1 期限付きの特例措置となりますので、変更となる場合があります。

※2 重度かつ継続の範囲

更生医療・育成医療：腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓・肝臓移植後の抗免疫療法

精神通院医療：統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい
集中・継続的な医療を要する者として医師が判断した者。

【申請に必要なもの】

- ☐身体障害者手帳（更生医療の場合） ☐医師意見書（精神通院医療の場合は診断書）
- ☐健康保険資格確認書または資格情報（保健証） ☐印鑑（本人自署の場合は不要）
- ☐本人の年間収入額が分かる書類（非課税で障害年金受給の場合）
- ☐マイナンバーカードまたは通知カード

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○補装具費

身体上の障がいを補うために補装具の給付または修理を行います。補装具は身体障害者手帳の種類および程度または難病の対象になる疾病に応じて給付されますので、購入または修理する前に必ず申請が必要となります。

また、その必要性について福島県障がい者総合福祉センターで判定を行う場合があり、相談会への出席をお願いする場合があります。

【補装具の種目】 ※介護保険の給付等が優先されます。

障害名	補 装 具 の 種 類
視覚障がい	盲人用安全杖 義眼 眼鏡等
聴覚障がい	補聴器等
肢体不自由	義手 義足 装具 歩行器 車いす 電動車いす 歩行補助杖 座位保持装置等

【利用者負担と軽減】

世帯（18歳以上の障がい者の場合、本人とその配偶者、障がい児の場合保護者の属する世帯員）に市県民税の課税がある場合費用の1割が自己負担となりますが、世帯の課税状況に応じて上限額が決められています。

区 分	世帯の収入状況	月額上限負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

※世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象になりません。

【申請に必要なもの】

☐身体障害者手帳 ☐補装具費支給要否意見書（医師意見書）

☐マイナンバーカードまたは通知カード ☐あれば見積書

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

7 . 社 会 参 加

○郵便投票制度

公職選挙法では、選挙人名簿に登録されており、身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定程度の障がいにより該当する方および介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方については、郵便で投票することができます。

郵便による不在者投票をするためには、事前に市の選挙管理委員会での手続きが必要になります。

【問い合わせ】選挙管理委員会事務局 0241-24-5258

○NHK放送受信料の減免 ※身体障害者手帳の等級要件は総合等級で判断します。

一定の要件を満たし、申請すれば全額・半額免除の対象となります。

障害種別	全額免除(障がい者の方を世帯構成員に有する場合)	半 額 免 除 (障がいの方が世帯主であり受信契約者の場合)	
身体障害者手帳	手帳所持者がおり、かつ世帯構成員全員が非課税の場合	視覚・聴覚障がい者	視覚または聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主の場合
		重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで障害等級が1級または2級の方が世帯主の場合
療育手帳	手帳所持者がおり、かつ世帯構成員全員が非課税の場合	療育手帳をお持ちで障害等級がAの方が世帯主の場合	
精神障害者手帳	手帳所持者がおり、かつ世帯構成員全員が非課税の場合	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで障害等級が1級の方が世帯主の場合	
生活保護	受給者		

①市に申請書を提出して免除事由の証明を受けてください。

②証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

【証明に関する問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

【制度に関する問い合わせ】NHK福島放送局 024-526-4333（住所：福島市早稲町1-2）

○携帯電話の割引

携帯電話各社は、障害者手帳所持者に基本使用料等の割引サービスをしています。サービス内容については、携帯電話会社各社へご確認ください。

○温泉施設等の利用

市内入浴施設（蔵の湯、いいでのゆ、ふれあいランド高郷）では、障がい者料金を設定しています。（大人150円、未就学児・小学生は無料）

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【利用方法】受付窓口にて、上記の障害者手帳を提示してください。

※総合福祉センター、はなしょうぶの湯については、障がい者の入浴料は無料です。

【問い合わせ】市内の各入浴施設

○声の広報

毎月発行される「広報きたかた」の主要部を録音したカセットテープを毎月自宅に郵送します。

【対象者】身体障害者手帳 視覚障害2級以上所持者（申し込み必要）

【問い合わせ】喜多方市社会福祉協議会 0241-23-3231

（住所：喜多方市字上江3646番地1 喜多方市総合福祉センター）

○有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または重度以上の程度で療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、事前に手続きをすれば割引となります。

【割引率】5割

【条件および対象者】

障がい者本人または生計を同じくする人が所有する自動車（営業用を除く）等を1台登録して、その車で有料道路を利用する場合。

- ・第1種 本人運転、または介護者運転で本人が同乗することが条件です。
- ・第2種 本人運転が条件です。

見本

道路 介護	-	-
	年	月
		日まで有効

【申請に必要なもの】

☐身体障害者手帳または療育手帳 ☐自動車運転免許証（第2種の場合）

※申請後有料道路の料金所で手帳を提示して割引を受けてください。

【ETCを利用する場合】

☐登録する車の車検証 ☐ETCカード（本人名義）

☐ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

手続き後、登録までに2週間ほどかかります。

【証明に関する問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

【制度に関する問い合わせ】有料道路ETC割引登録係 045-477-1233

○JR等運賃割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が旅客鉄道株式会社（JR）線を利用する場合、運賃が割引になります。

【対象者】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

※第1種＝本人・介護者 第2種＝本人のみ

※精神障害者保健福祉手帳を所持している方が割引を受けるためには、顔写真の貼付された割引区分（第1種または第2種）の記載のある手帳が必要です。

【割引率】5割

【取扱区間】旅客鉄道株式会社（JR）線（※本人のみ利用の場合片道100kmを超える区間が対象）

【問い合わせ】最寄りのJR各駅

○民営バス料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が、民間のバスを利用する際、手帳を提示すると割引になります。

【割引率】 普通料金 5割 ※第1種＝本人・介護者 第2種＝本人のみ

※精神障害者保健福祉手帳の介護者割引は、精神障害者保健福祉手帳1級の方が、普通料金を利用するときのみ対象となります。

※バス会社により異なる場合があります。

【問い合わせ】 各バス会社

○タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が、タクシーを利用する際、手帳を提示すると運賃が1割引になります。

※この割引は福島県タクシー協会に登録されているタクシー会社が定めているものです。

○航空運賃の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者本人または介護者が、国内線の旅客機を利用する際、運賃が割引になる場合があります。詳しくは、利用される各航空会社に確認してください。

【担当】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○駐車禁止除外指定車標章

身体障がいなどを理由として歩行困難な人が使用する車両は、「駐車禁止除外指定標章（身体障がい者等用）」を掲示することにより、駐車禁止場所または時間制限駐車区間（パーキングメーター）の駐車禁止規制の対象から除外されます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳：視覚1～3級および4級の一部、平衡機能3級、上肢1級および2級の一部
下肢1～4級、体幹1～3級、内部1～3級、免疫1～3級
- ・療育手帳：A
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級

【問い合わせ】 喜多方警察署 0241-22-5111（住所：喜多方市関柴町上高額字宮越537番地の10）

○AIオンデマンドバスのるーと喜多方

AIオンデマンドバス「のるーと喜多方」は、アプリやLINE、電話によりいつでも予約が可能となり、運行エリア内を乗継なしで目的地への移動ができる予約型乗合交通です。

AIが予約の状況に応じてリアルタイムに運行ルートを考えながら効率的な運行をするため、利用者ニーズに合った利便性の高い公共交通としての運用が期待できます。ぜひ、お気軽にご乗車ください。

予約方法、乗車方法、利用料金などについては、下記にお問い合わせください。

【運行エリア】 市内全域

【予約】 受付センター 0241-27-4455（土、日、祝日、12月29日から1月3日までを除く）

【問い合わせ】 地域振興課 きたかたぐらし推進室 0241-24-5275 または各総合支所住民課

○おもいやり駐車場利用制度

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの利用適性化を図るため、障がい者、要支援高齢者、難病患者、妊産婦、けが人などの車の乗降が困難な方に利用証を発行し、当該駐車場を利用の際に、「おもいやり駐車場利用制度」を実施しています。

【おもいやり駐車場利用制度交付対象者一覧表】

区 分			等級・詳細
身体障がい者	視覚障がい		4級以上
	平衡機能障がい		5級以上
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓機能障がい		4級以上
	腎臓機能障がい		4級以上
	呼吸器機能障がい		4級以上
	ぼうこうまたは直腸機能障がい		4級以上
	小腸機能障がい		4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上	
肝臓機能障がい		4級以上	
知的障がい者			A
精神障がい者			1級
難病患者			指定難病医療費受給者証等
要支援高齢者等			要支援者または要介護者
妊産婦			妊娠7か月から産後3か月
けがまたは病気の者			車椅子、杖等使用期間中（最大24か月） （※1）

※1 けがや病気の診断書で申請する場合は、診断書に「歩行困難である状況」と「回復までの見込み期間」が記載されている必要があります。

【申請に必要なもの】

□障害者手帳等（代理人が申請する場合は、代理人の運転免許証が必要です。）

【利用証を郵送で交付を希望する場合】

□会津保健福祉事務所へ申請書を郵送する切手を貼付した封筒

□送付先を記載した返信用封筒（140円切手を貼付した角2封筒）

※会津保健福祉事務所へ直接申請書を提出する場合、切手および返信用封筒は必要ありません。

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

福島県会津保健福祉事務所 保健福祉課高齢者支援チーム

0242-29-5272（住所：会津若松市城東町5番12号）

8. 税などの軽減

○住民税の非課税

障害者手帳等の交付を受けた方で、年間の所得金額が135万円以下の場合は、住民税が課税されません。（対象者である旨の申告（給与支払報告書、公的年金等支払報告書を含む）が必要です。）

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者、寝たきりの方

【問い合わせ】税務課 市民税班 0241-24-5217 または各総合支所住民課

○所得税・市民税の障害者控除

障がい者については、さまざまな障害等級に対応して、税制上次表に示すように控除を設けています。

【対象者および控除額】

控除等の種類	対象となる者の範囲	所得税	市民税
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
同居特別障害者控除	同居している特別障害者	75万円	53万円

【問い合わせ】所得税：喜多方税務署 0241-24-5050（住所：喜多方市字花園38番地）

住民税：税務課 市民税班 0241-24-5217 または各総合支所住民課

○医療費控除

医療機関受診にかかる費用（重度医療申請分を除く）やオムツ購入にかかる費用、ストマ用装具購入にかかる費用、居宅サービスを受けることによるかかる費用などは、医療費控除の対象（証明書等が必要）になる場合があります。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

【問い合わせ】喜多方税務署 0241-24-5050（住所：喜多方市字花園38番地）



○自動車等に関する税の減免 ※身体障害者手帳の等級要件は総合等級で判断します。

身体に障がいのある方、知的障がい・精神障がいのある方、戦傷病者の方のために使用される自動車で一定の要件に該当するものについては、納税義務者の申請により **1 台に限り** 軽自動車税種別割または軽自動車税環境性能割および自動車税環境性能割を全額（または月割り相当額）減免しています。

【自動車の所有者】

区 分	減免となる自動車の所有者 (所有権が留保されている自動車はその使用者)
18歳以上の身体障がい者（戦傷病者を含む。）のために使用する自動車	身体障がい者本人
18歳未満の身体障がい者のために使用する自動車	身体障がい者本人 またはその方と生計を一にする方
知的障がい者のために使用する自動車	知的障がい者本人 またはその方と生計を一にする方
精神障がい者のために使用する自動車	精神障がい者本人 またはその方と生計を一にする方

※毎年定例期に課税される軽自動車種別割および自動車税種別割は、4月1日（賦課期日）の状況により、自動車の登録時に課税される自動車税種別割・自動車税環境性能割については、登録の際の現況により課税されます。

【減免の対象となる障がいの範囲】

区 分			該当する障害の程度	
			障がい者本人が 自ら運転する場合	障がい者と生計を一にする方または 常時介護する方が運転する場合
身体 障 害 者 手 帳	視覚障がい		1 級～4 級	1 級～4 級
	聴覚障がい		2 級～3 級	2 級～3 級
	平衡機能障がい		3 級	3 級
	音声機能障がい (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)		3 級	非該当
	上肢不自由		1 級～2 級	1 級～2 級
	下肢不自由		1 級～6 級	1 級～3 級
	体幹不自由		1 級～3 級および5 級	1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病 変による運動機能障がい	上肢機能	1 級～2 級	1 級～2 級
		移動機能	1 級～6 級	1 級～6 級
	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、 ぼうこうまたは直腸機能障がい		1 級、3 級および4 級	1 級、3 級および4 級
肝臓、ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい		1 級～4 級	1 級～4 級	
療育手帳			A	A
精神障害者保健福祉手帳			1 級かつ自立支援医療 (精神通院医療) 受給者 証の交付を受けている方	1 級かつ自立支援医療 (精神通院医療) 受給者 証の交付を受けている方

※戦傷病者手帳の対象範囲については、課税機関へお問い合わせください。

【障がい者本人が運転する場合】

減免の手続きについては、必要書類を持参し課税機関で行ってください。

【障がい者と生計を一にする方が運転する場合】

減免の手続きについては、世帯全員が記載された住民票の原本（発行から2か月以内のもの）と必要書類を持参し、課税機関で行ってください。

※障がい者と運転者が世帯分離している場合は、それぞれの世帯全員の住民票が必要です。

【常時介護する方が運転する場合】

社会福祉課または各総合支所住民課が証明する「常時介護証明書」が必要です。証明を受けた後、必要書類を持参し課税機関で手続きしてください。

※「常時介護証明書」は、「減免を受ける自動車を障がい者の生計および通院等のために1年以上継続して週3回以上使用している」ことの証明です。誓約書、病院等証明書、運転計画書、各世帯の住民票謄本が必要となります。

※別居の家族が運転する場合は、扶養関係の記載のある直近の申告書の写し等や社会保険の書類の写しが必要です。

【申請に必要なもの】

☐ 障害者手帳等 ☐ 自動車検査証（車検証） ☐ 印鑑

☐ 住民票の原本（障がい者と生計を一にする方が運転する場合）

☐ 常時介護証明書（※介護者が運転する場合） ☐ 納税通知書（軽自動車税のみ）

☐ 運転される方の運転免許証（なお、マイナ免許証の方は「運転経歴情報」の写し）

※マイナ免許証をご持参される場合は、ご自身のスマートフォン等から「マイナポータル」あるいは「マイナ免許証読み取りアプリ」を用いて免許情報を取得し、提示または写しを持参してください。

【証明に関する問い合わせ】

○「常時介護証明書」

社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

【制度に関する問い合わせ】

○自動車税：会津地方振興局県税部 0242-29-5261（住所：会津若松市追手町7番5号）

○軽自動車税：税務課 市民税班 0241-24-5217 または各総合支所住民課

（軽自動車の減免申請の受付期間は、納税通知書の発行日から納期限までになります。また、毎年の申請が必要です。）



9. 災害等に対する事業

○ひとり暮らし高齢者等安全協力員事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し安全協力員が定期的に声をかけ、安否を確認することにより、要援護高齢者等が日常生活を送る上で安全と安心を支援します。

【利用対象世帯】

市内に住所を有し居住する65歳以上の高齢者、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のひとり暮らし世帯およびこれに準ずる世帯等で、安否確認を必要とする者

【問い合わせ】 高齢福祉課 いきがい支援班 0241-24-5230 または各総合支所住民課

○高齢者世帯等除雪支援事業

高齢者世帯等で、自力による除雪が困難な世帯に対し、居住する家屋の周辺および敷地内の通路確保等の日常生活を維持できる範囲の除雪作業を支援します。

【利用対象世帯】

市内に住所を有し居住する次のいずれかに該当する世帯となります。

(1)次のいずれかに該当する方のみで構成する世帯

- ①65歳以上の者
- ②身体障害者手帳所持者
- ③療育手帳所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑤介護保険の要介護認定を受けている第2号被保険者
- ⑥小学生以下の児童

(2)小学生以下の児童を養育するひとり親世帯

【問い合わせ】 高齢福祉課 いきがい支援班 0241-24-5230 または各総合支所住民課

○緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、緊急通報システムを貸与することにより、急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

【利用対象者】

市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者や、ひとり暮らしの重度身体障がい者

【問い合わせ】 高齢福祉課 いきがい支援班 0241-24-5230 または各総合支所住民課

○避難行動要支援者（兼）個別避難計画登録制度

災害発生時や災害発生のおそれがあるときに、高齢の方や障がいのある方など避難に支援が必要な方（「避難行動要支援者」）一人ひとりに合わせて、「誰が支援して」、「どこへ避難するか」、「避難するときにどのような支援が必要なのか」などを記載した計画です。個別避難計画をあらかじめ作成・登録しておき、避難支援に関わる関係者と登録情報を共有することで、普段の見守りや災害時の支援など、地域の助け合い（共助）の力を高めることを目的としています。

※「避難等支援実施者」として登録いただいた方やそのご家族に危険がおよぶ場合にまで、避難支援を行う法的義務（責任）を負うものではなく、確実な避難支援や安全を保障するものではありませんのでご了承ください。

【登録対象者】

次の区分のいずれかに該当する方。ただし、社会福祉施設等に入所している方や、医療機関等へ長期入院している方など自宅以外の場所に居住している方は除きます。

区分		市の担当窓口（電話番号）	
		本庁	各総合支所（住民課）
1	要介護認定3～5を受けている方 ※2～5のいずれかと重複有りも含む	高齢福祉課 (0241-24-5230)	熱塩加納 (0241-36-2113) 塩 川 (0241-27-2153) 山 都 (0241-38-3821) 高 郷 (0241-44-2113)
2	身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者 （心臓、腎臓機能障害のみでの該当者を除く）	社会福祉課 (0241-24-5276)	
3	療育手帳Aを所持する知的障がい者		
4	精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方		
5	市の生活支援を受けている難病患者	保 健 課 (0241-24-5223)	
6	上記1から5に該当しないものの登録を希望する方	高齢福祉課 (0241-24-5230)	

○高齢者身元確認QRコード事業

在宅高齢者で認知症等の症状が見受けられる者の徘徊等に対し、身元確認を容易に行えるようQRコード付シールを活用した支援体制を構築します。

【利用対象者】

市内に住所を有し居住している徘徊等の可能性のある高齢者等またはそれに準ずる状態の者

【問い合わせ】 高齢福祉課 いきがい支援班 0241-24-5230 または各総合支所住民課

10. その他

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方に援助や配慮を必要としていることをお知らせするマークです。皆様のご理解とご協力をお願いします。希望される方には無償で配布いたしますので、市役所社会福祉課または各総合支所住民課でお受け取りください。

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276
または各総合支所住民課



○ヘルプカード

障がいのある方が、普段から身につけておくことで、緊急・災害時や困った時に周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのカードです。所持する方の氏名・連絡先・障がいの特性・手助けしてほしいこと・配慮してほしいことなどを書き込むことができます。希望される方には無償で配布いたしますので、市役所社会福祉課または各総合支所住民課でお受け取りください。

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276
または各総合支所住民課



○手話通訳者の配置について

市では、聴覚障がい者の方が市役所本庁舎に来庁した際、申請や届け出などのコミュニケーション支援を行うために、手話通訳者を配置しています。市役所内の各課や保健センターなどに同行し、手続きの説明や日常生活の悩み事などのご相談に対応いたします。

支所へ来庁された場合には、本庁の手話通訳者と来庁された方をタブレットでつないで手話通訳する遠隔手話通訳サービスも行っております。事前の予約や申請は必要ありません。ぜひご利用ください。

また、利用者の方のご希望により、病院や公共機関などへ手話通訳者を派遣する「手話通訳者派遣事業」もあります。詳しくは市役所社会福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○喜多方市地域自立支援協議会

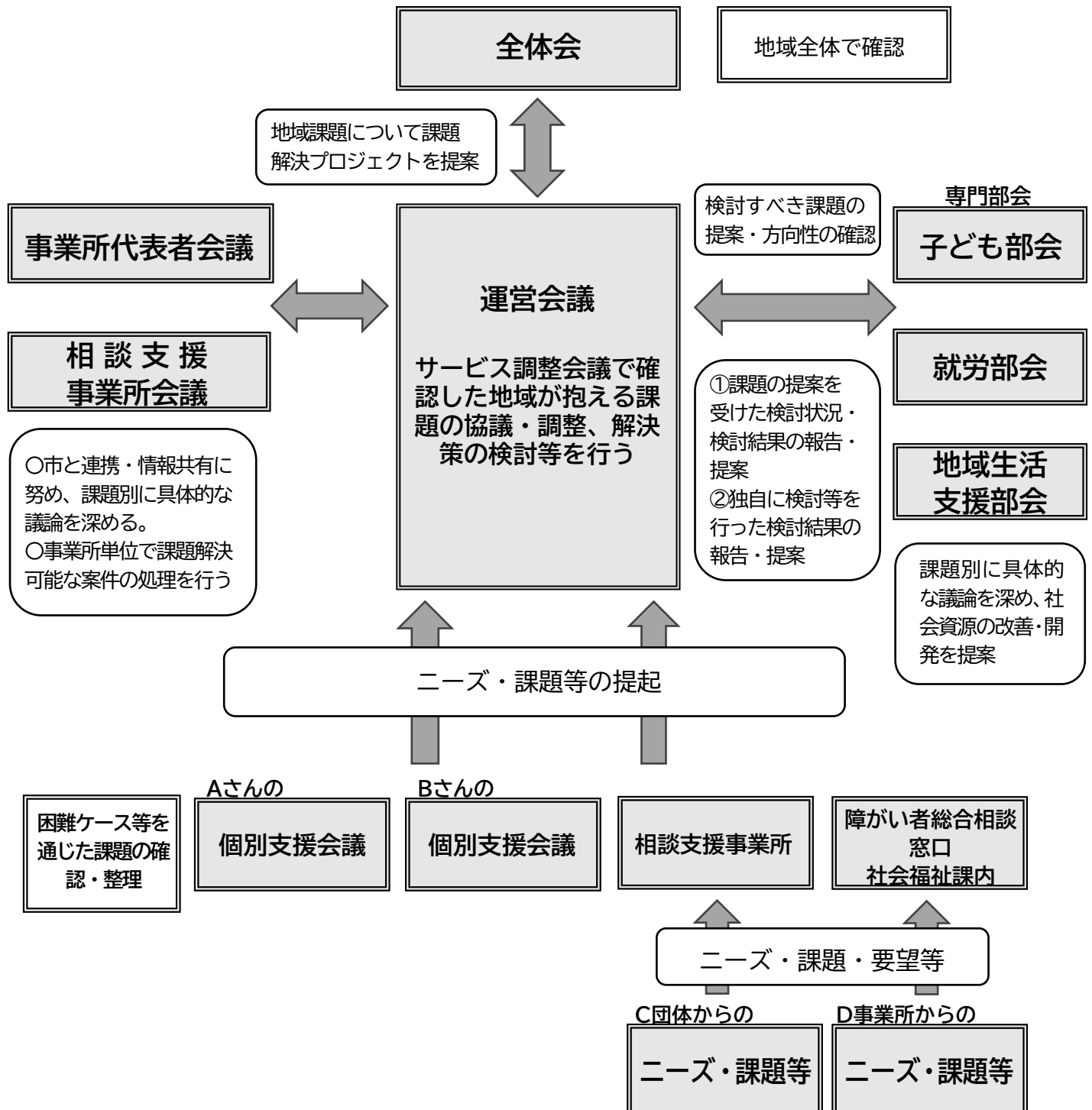
障がいのある人が住み慣れた地域で、将来にわたり安心して自立した生活を送るためには、各サービスの提供体制を確保するとともに、相談体制の充実が重要となっています。

このため、中立・公平な立場で適切な相談支援を行う体制の充実を図るため、各分野の方々と構成する自立支援協議会において、課題対応を協議し住み慣れた地域で安心して生活できる体制の検討を行います。

【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健および医療関係者、雇用および就労関係者、教育関係者、障がい者など、喜多方市の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成しています。

組織図



【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

聴覚障がいがある児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対して、補聴器購入等に要する費用の一部を助成します。

【助成要件】

次の要件を全て満たす対象児童の保護者に助成します。(※1)

- ①交付申請の時点において満18歳未満である児童
- ②市内に住所を有していること
- ③両耳の聴力レベルが原則30dB以上で身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。(※2)

※1 助成対象補聴器は、より装用効果が見込める耳への片耳装用を原則とします。

※2 ただし、補聴器の装用により言語習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した場合は助成の対象となります。

【助成の制限】

次のいずれかに該当する場合は助成しません。

- ①対象児童の保護者が属する世帯で、世帯員の市町村民税所得割額が46万円以上である場合
- ②対象児童が他の法令等に基づき補聴器購入等の助成を受けることができる場合

【助成額】

基準額（15万円）と補聴器購入費等を比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額。

補装具の種目、購入等に要する費用の額算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）に規定する基準額に基づく修理。

【申請に必要なもの】

- ☐医師の意見書 ☐補聴器購入・修理の見積書
- ☐申請者（保護者）が属する世帯全員の市町村民税を確認することができる書類（※3）
- ☐その他、市長が必要と認める書類

※3 申請書の同意に基づき他の方法により確認できる場合は、提出を省略することができます。

【問い合わせ】社会福祉課 障がい福祉課 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立て費用や後見人の報酬を負担できないなど、さまざまな理由で利用できない方がいます。そのような方が成年後見制度を利用することができるよう支援する事業です。

1 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な状態になった方が安心して日常生活を送るため、家庭裁判所が適切な援助者を選び、財産管理や入院等の契約において本人を保護し支援する制度です。

2 成年後見人等ができること

- (1)財産の管理（預金通帳や印鑑の管理、年金の受け取り、公共料金や税金納付、不動産の管理・処分、遺産分割、本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消しなど）
- (2)本人の住居の賃貸借契約の締結・費用の支払い、入院等に対する契約の締結・費用の支払い、福祉施設の入退所に関する契約の締結・費用の支払い、障害者総合支援法のサービス利用契約・サービス内容の確認など

3 申し立てをすることができる範囲

- (1)配偶者
- (2)四親等以内の親族（・祖父母、子、孫、ひ孫　・兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ　・配偶者の親、子、兄弟姉妹）

4 利用対象者

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず本人、配偶者および四親等以内の親族ともに申し立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申し立てすることができます。次の事項を総合的に考慮し、申し立てをできる方がいない場合に市長が判断します。

- (1)本人に物事の道理をわきまえる能力があるか
- (2)本人の生活状況や健康状況
- (3)本人に親族はいるのか、その親族は成年後見等開始審判申し立てを行う意思はあるか
- (4)市や関係機関のサービスを利用し本人の生活支援を行うことで自立した生活を送ることができるか

5 助成について

審判請求の費用や後見人等への報酬の費用負担は家庭裁判所が審判により付与するものですが、本人の収入や資産等の状況から申し立て費用、報酬等の費用負担が困難である場合に助成をしています。市長申し立て以外の審判についても該当となる場合がありますので、事前にご相談ください。

助成の金額は、1か月当たりの成年後見人等報酬に相当する額としますが、在宅においては28,000円、施設等においては18,000円を上限とします。

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276

○喜多方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定を踏まえ、障害者就労施設等からの物品や役務の調達をより一層推進するための方針を毎年度策定しています。

今年度の方針は、次のとおりです。

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 調達の推進を図るための方針の適用範囲

調達の推進を図るための方針は、市の全ての組織に適用する。

3 調達する物品等

- ・ 物品：食料品、織製品、紙製品、その他施設等が受注可能なもの
- ・ 役務：除草、清掃、その他施設等が受注可能なもの

4 調達目標

当該年度の予算ならびに事務および事業の予定に留意しつつ、施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

5 調達の推進方法

(1)調達に必要な情報の提供

調達を円滑に進めることができるよう施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、情報提供を行うものとする。また、新たに調達可能な物品等があれば、適宜その物品を調達するように努めるものとする。

(2)随意契約による調達

施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用するものとする。

6 調達方針および調達実績の公表

(1)調達の推進を図るための方針を作成したときは、ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(2)調達の実績については、会計年度終了後に、ホームページへの掲載等により公表するものとする。

7 その他

(1)この調達の推進を図るための方針の担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。

(2)物品等の契約等に関しては、喜多方市財務規則、その他関係法令の定めによるものとする。

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることは極めて重要です。こうした点等を鑑み、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月14日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者の対する支援等に関する法律」が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

1 定義

障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

養護者とは、障がい者を現に養護する者（身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等）であって障害者福祉施設従事者等および使用者以外のものとする。

2 虐待の分類

- (1)養護者による障がい者虐待
- (2)障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- (3)使用者（例：障がい者を雇用する事業主等）による障がい者虐待

3 虐待の種類

(1)身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴力を加え、または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

(2)性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすることまたは障がい者にわいせつな行為をさせること。

(3)心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)放棄・放任

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

(5)経済的虐待

経済を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

※なお、これらの虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方は、市町村への通報義務があります。通報した方は通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けません。

虐待かもしれないと思ったら下記問い合わせ先へご連絡ください。

【問い合わせ】 社会福祉課 障がい福祉係 0241-24-5276 または各総合支所住民課

○障害者差別解消法について

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現につなげることを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月から施行されました。

1 障害を理由とする差別とは

障害を理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

(1)不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に、その障がいを理由にサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることをいいます。

（事例1）身体や精神に障がいがあるという理由でスポーツクラブに入会できなかった。

（事例2）身体や精神に障がいがあるという理由でアパートやマンションの契約ができなかった。

（事例3）病院などの診察や面談で、保護者や介助者にだけ話しかけられた。

(2)合理的配慮の不提供

合理的配慮の不提供とは、障がいのある人から何らかの対応を必要としている意思が伝えられた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮を行わないことで権利・利益を侵害することをいいます。

（事例1）視覚障がいのある人が、レストランでメニューの読み上げを依頼したが、読んでもらえなかった。

（事例2）視覚障がいのある人が飲食店に盲導犬を連れて行ったら、ペットは一緒に入れないと断られた。

（事例3）聴覚障がいのある人が、窓口で筆談を申し入れたが対応してもらえなかった。

（事例4）知的障がいのある人に、難しい説明があるにもかかわらず分かりやすく説明しなかった。

※ただし、合理的配慮を求められた側（行政機関や事業所等）に正当な理由があり、過度な負担が生じる場合は、合理的配慮の不提供には当たりません。

2 行政機関と事業所の義務

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関 （国・地方公共団体等）	禁止 （してはいけない）	法的義務 （しなければならない）
事業所 （個人事業者・NPOを含む）	禁止 （してはいけない）	法的義務 （しなければならない）

○地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域資源を最大限に活用しながら、中長期的視点に立ち、体制強化に取り組めます。

地域生活支援拠点等の整備（①相談機能、②緊急時の受入・対応機能、③体験の機会・場の機能、④専門的人材の確保・養成の機能、⑤地域の体制づくり機能）については、喜多方市地域自立支援協議会等で検討し、機能の充実を図っています。

① 相談機能



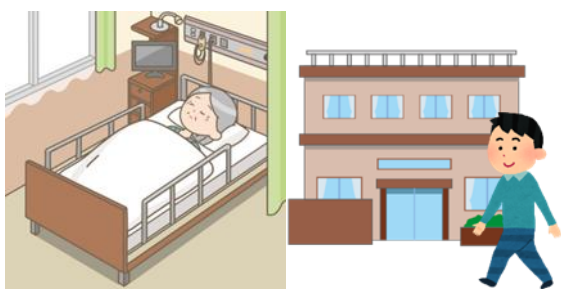
常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・必要な支援を行う。

☆基幹相談支援事業所にコーディネーター配置事業※

※現在は配置なし

※地域移行に向けた支援・調整、「親亡き後」が懸念される世帯の掘り起こし・事態把握等

② 緊急時の受入・対応機能



介護者等の急病、虐待時等の一時的な受入（短期入所）

【知的・精神障がい者】

☆受入先：ひめさゆり荘（1室借上）

【身体障がい者】

☆受入先：特別養護老人ホーム「北原荘」

③ 体験の機会・場の機能



親元からの自立を見据えた宿泊を伴う共同生活・一人暮らし体験・サービス未利用者の生活訓練・長期入院から地域移行にむけた体験

☆受入先：ひめさゆり荘（宿泊型自立訓練施設）

いとよの郷（グループホーム）

1室借上

④ 専門的人材の確保・養成の機能



医療的ケアが必要な者・行動障害がある障がい者に対し、専門的な対応ができる体制整備と人材確保・介護施設との連携

☆喀痰吸引研修受講費用を市で助成

⑤ 地域の体制づくり機能



地域のさまざまなニーズに対応できるサービス体制の確保

☆生活支援支え合い会議参加により関係機関との連携を図る。

○難病一覧表

No.	疾患名	No.	疾患名	No.	疾患名
1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	IgA腎症
4	IgG4関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	悪性関節リウマチ
7	アジソン病	8	アッシャー症候群	9	アトピー性脊髄炎
10	アペール症候群	11	アラジール症候群	12	アルポート症候群
13	α 1-アンチトリプシン欠乏症	14	アレキサンダー病	15	アンジェルマン症候群
16	アントレー・ビスクラー症候群	17	イソ吉草酸血症	18	一次性ネフローゼ症候群
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	20	1p36欠失症候群	21	遺伝性自己炎症疾患
22	遺伝性ジストニア	23	遺伝性周期性四肢麻痺	24	遺伝性腓炎
25	遺伝性鉄芽球形貧血	26	VATER症候群	27	ウィーバー症候群
28	ウィリアムズ症候群	29	ウィルソン病	30	ウエスト症候群
31	ウェルナー症候群	32	ウォルフラム症候群	33	ウルリッヒ病
34	HTLV-1関連脊髄症	35	HTRA1関連脳小血管病	36	ATR-X症候群
37	エーラス・ダンロス症候群	38	エプスタイン症候群	39	エプスタイン病
40	エマヌエル症候群	41	MECP2重複症候群	42	LMNB1関連大脳白質脳症
43	遠位型ミオパチー	44	黄色靱帯骨化症	45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群	47	オキシピタル・ホーン症候群	48	オスラー病
49	カーニー複合	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体性ADH分泌異常症	53	下垂体PRL分泌異常症	54	下垂体TSH分泌異常症
55	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	56	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	57	下垂体性前葉機能低下症
58	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	59	家族性地中海熱	60	家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ接合体）
61	家族性良性慢性天疱瘡	62	片側巨脳症	63	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
64	カナバン病	65	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	66	歌舞伎症候群
67	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	68	カルニチン回路異常症	69	肝型糖原病
70	間質性膀胱炎（ハンナ型）	71	環状20番染色体症候群	72	完全大血管転位症
73	眼皮膚白皮症	74	偽性副甲状腺機能低下症	75	ギャロウェイ・モフト症候群
76	球脊髄性筋萎縮症	77	急速進行性糸球体腎炎	78	強直性脊椎炎
79	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症	80	巨細胞性動脈炎	81	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
82	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	83	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	84	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
85	筋萎縮性側索硬化症 ※ALS	86	筋型糖原病	87	筋ジストロフィー
88	クッシング病	89	クリオピリン関連周期熱症候群	90	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群
91	クルーゾン症候群	92	グルコーストランスポーター1欠損症	93	グルタル酸血症1型
94	グルタル酸血症2型	95	クロウ・深癩症候群	96	クローン病
97	クロンカイト・カナダ症候群	98	痙攣重積型（二相性）急性脳症	99	結節性硬化症
100	結節性多発動脈炎	101	血栓性血小板減少紫斑病 ※TTP	102	限局性皮質異形成
103	原発性肝外門脈閉塞症	104	原発性高カイロミクロン血症	105	原発性硬化性胆管炎
106	原発性抗リン脂質抗体症候群	107	原発性側索硬化症	108	原発性胆汁性胆管炎
109	原発性免疫不全症候群	110	顕微鏡的多発血管炎	111	高IgD症候群
112	好酸球性消化管疾患	113	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	114	好酸球性副鼻腔炎

No.	疾 患 名	No.	疾 患 名	No.	疾 患 名
115	抗糸球体基底膜腎炎	116	後縦靱帯骨化症	117	甲状腺ホルモン不応症
118	拘束型心筋症	119	高チロシン血症 1 型	120	高チロシン血症 2 型
121	高チロシン血症 3 型	122	後天性赤芽球癆	123	広範脊柱管狭窄症
124	膠様滴状角膜ジストロフィー	125	コケイン症候群	126	コステロ症候群
127	骨形成不全症	128	5p欠失症候群	129	コフィン・シリス症候群
130	コフィン・ローリー症候群	131	混合性結合組織病	132	再生不良性貧血
133	鰓耳腎症候群	134	再発性多発軟骨炎	135	左心低形成症候群
136	サルコイドーシス	137	三尖弁閉鎖症	138	三頭酵素欠損症
139	シェーグレン症候群	140	CFC症候群	141	色素性乾皮症
142	自己貪食空胞性ミオパチー	143	自己免疫性肝炎	144	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
145	自己免疫性溶血性貧血	146	シトステロール血症	147	シトリン欠損症
148	紫斑病性腎炎	149	脂肪萎縮症	150	若年性特発性関節炎
151	若年発症型両側性感音難聴	152	シャルコー・マリー・トゥース病	153	重症筋無力症
154	修正大血管転位症	155	出血性線溶異常症	156	ジュベール症候群関連疾患
157	シュワルツ・ヤンペル症候群	158	神経細胞移動異常症	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
160	神経線維腫症	161	神経有棘赤血球症	162	進行性核上性麻痺
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	164	進行性骨化性線維異形成症 ※FOP	165	進行性多巣性白質脳症 ※PML
166	進行性白質脳症	167	進行性ミオクローヌスてんかん	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	170	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	171	スタージ・ウェーバー症候群
172	スティーヴンス・ジョンソン症候群	173	スミス・マギニス症候群	174	脆弱X症候群
175	脆弱X症候群関連疾患	176	成人発症スチル病	177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	179	脊髄髄膜瘤	180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症	182	前眼部形成異常	183	全身性アミロイドーシス
184	全身性エリテマトーデス	185	全身性強皮症	186	先天異常症候群
187	先天性横隔膜ヘルニア	188	先天性核上性球麻痺	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
190	先天性魚鱗癬	191	先天性筋無力症候群	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症	194	先天性腎性尿崩症	195	先天性赤血球形成異常性貧血
196	先天性僧帽弁狭窄症	197	先天性大脳皮質形成不全症	198	先天性肺静脈狭窄症
199	先天性副腎低形成症	200	先天性副腎皮質高度欠損症	201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症	203	先天性葉酸吸収不全	204	前頭側頭葉変性症
205	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	206	早期ミオクロニー脳症	207	総動脈幹遺残症
208	総排泄腔遺残	209	総排泄腔外反症	210	ソトス症候群
211	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	212	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	213	大脳皮質基底核変性症
214	大理石骨症	215	高安動脈炎	216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症	218	多発血管炎性肉芽腫症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
220	多発性嚢胞腎	221	多脾症候群	222	タンジール病
223	単心室症	224	弾性線維性仮性黄色腫	225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫	227	チャージ症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症	230	腸管神経節細胞僅少症	231	低ホスファターゼ症

232	TNF受容体関連周期性症候群	233	TRPV4 異常症	234	天疱瘡
No.	疾 患 名	No.	疾 患 名	No.	疾 患 名
235	特発性拡張型心筋症	236	特発性間質性肺炎	237	特発性基底核石灰化症
238	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	239	特発性後天性全身性無汗症	240	特発性大腿骨頭壊死症
241	特発性多中心性キャスルマン病	242	特発性門脈圧亢進症	243	ドラベ症候群
244	中條・西村症候群	245	那須・ハコラ病	246	軟骨異形成症
247	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	248	22p11.2欠失症候群	249	乳児発症STING関連血管炎
250	乳幼児肝巨大血管腫	251	尿素サイクル異常症	252	ヌーナン症候群
253	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	254	ネフロン癆	255	脳クレアチン欠乏症候群
256	脳腱黄色腫症	257	脳内鉄沈着神経変性症	258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿胞性乾癬（汎発性）	260	嚢胞性線維症	261	バージャー病
262	パーキンソン病	263	肺動脈性肺高血圧症	264	肺動脈閉塞症/肺毛細血管腫症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	266	肺胞低換気症候群	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
268	バッド・キアリ症候群	269	ハンチントン病	270	非ケトーシス型高グリシン血症
271	肥厚性皮膚骨膜炎	272	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	273	PCDH19関連症候群
274	PURA関連神経発達異常症	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	276	肥大型心筋症
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	279	左肺動脈右肺動脈起始症
280	ビッカースタッフ脳幹脳炎	281	非典型溶血性尿毒症症候群	282	非特異性多発性小腸潰瘍症
283	皮膚筋炎/多発性筋炎	284	表皮水疱症	285	ヒルシュブルグ病（全結腸型又は小腸型）
286	ファイファー症候群	287	ファロー四徴症	288	ファンコニ貧血
289	封入体筋炎	290	フェニルケトン尿症	291	複合カルボキシラーゼ欠損症
292	副甲状腺機能低下症	293	副腎白質ジストロフィー	294	副腎皮質刺激ホルモン不応症
295	ブラウ症候群	296	プラダー・ウィリ症候群	297	プリオン病
298	プロピオン酸血症	299	閉塞性細気管支炎	300	β -ケトチオラーゼ欠損症
301	ベーチェット病	302	バスレムミオパチー	303	ペリー病
304	ベルオキシノーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	305	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	306	発作性夜間ヘモグロビン尿症
307	ホモシスチン尿症	308	ポルフィリン症	309	マリネスコ・シェーグレン症候群
310	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	311	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	312	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
313	慢性再発性多発性骨髄炎	314	慢性特発性偽性腸閉塞症	315	ミオクロニー欠神てんかん
316	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	317	ミトコンドリア病	318	無 β リポタンパク血症
319	無虹彩症	320	無脾症候群	321	メープルシロップ尿症
322	メチルグルタコン酸尿症	323	メチルマロン酸血症	324	メビウス症候群
325	免疫性血小板減少症	326	メンケス病	327	網膜色素変性症
328	もやもや病	329	モワット・ウィルソン症候群	330	ヤング・シンプソン症候群
331	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	332	4p欠失症候群	333	ライソゾーム病
334	ラスムッセン脳炎	335	ランドウ・クレフナー症候群	336	リジン尿性蛋白不耐症
337	両大血管右室起始症	338	リンパ管腫症/ゴーハム病	339	リンパ脈管筋腫症
340	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	341	ルビンシュタイン・ティビ症候群	342	レーベル遺伝性視神経症
343	レチンコレステロールアルトランスフェラーゼ欠損症	344	レット症候群	345	レノックス・ガストー症候群
346	口ウ症候群	347	ロスムンド・トムソン症候群	348	肋骨異常を伴う先天性側弯症

会津保健福祉事務所管内 サービス提供事業所一覧（令和8年4月1日現在）

■ 相談支援

No	事業所名	設置主体	定員	一般	特定	児童	所在地	電話番号	備考
1	ウィズピア	医療法人昨雲会	—	○	○	○	喜多方市松山町村松 字北原3634-1	0241-21-1066	
2	障がい者相談支援事業所 しのめ	社会福祉法人天心会	—		○	○	喜多方市松山町村松 字北原3656-3	0241-23-5518	
3	障がい者相談支援事業所 アガッセ	社会福祉法人会津療育会	—	○	○	○	会津若松市神指町榎木壇 73番地	0242-93-8828	
4	障がい者相談支援事業所 コパン・クラージュ	社会福祉法人心愛会	—		○	○	会津若松市一箕町大字 鶴賀字村東9-1	0242-37-0511	
5	特定相談支援事業所 たけだ	一般財団法人竹田健康財団	—		○		会津若松市本町1-1 山鹿クリニック2階	0242-29-2577	
6	てらす	特定非営利活動法人夢あるき	—		○	○	会津若松市町北町大字 上荒久田字鈴木7	0242-93-5378	
7	障がい者相談支援事業所 りんどう	社会福祉法人賢心会	—		○		会津若松市日進町8-29	0242-93-5395	
8	相談支援事業所 こむくらぶ	有限会社希星	—		○	○	会津若松市大町一丁目 7番5号	0242-23-7432	
9	障害者サポートセンター あすか	特定非営利活動法人あすか	—		○	○	会津若松市中央三丁目 1-5 メゾン山惣403号	0242-23-8477	
10	障がい者相談支援事業所 Mamiyaプリムローズ	社会福祉法人啓和会	—		○	○	会津若松市真宮新町北 2-50	0242-36-7802	
11	相談支援事業所 びいたあばらふらふ	特定非営利活動法人 ピーターバンネットワーク	—		○	○	会津若松市門田町大字 一ノ堰字村西686-18	0242-85-8091	
12	相談支援事業所AIS	株式会社AIS	—		○	○	会津若松市建福寺前1-32 尾崎ビル102	0242-93-9123	
13	MK相談	キーブオンカンパニー 株式会社	—		○		会津若松市一箕町亀賀 字川西39-4	0242-32-9255	
14	障がい相談支援事業所一花	特定非営利活動法人優志会	—		○		会津若松市白虎町一丁目 4番地の1	0242-85-7175	
15	しょうがい福祉サービス温っ家	合同会社フューチャー	—		○		会津若松市門田町飯寺字 村東557番地73	0242-85-7860	
16	ソーシャル・ウィズTONBO	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	—		○	○	会津若松市河東町広田字 沢目56番地	0242-23-7260	
17	障がい者相談支援事業所 あいづにし	医療法人明精会	—		○	○	会津若松市北会津町 東小松2335番地	0242-56-2525	
18	障がい相談支援事業所にしあいづ	社会福祉法人 にしあいづ福祉会	—		○	○	耶麻郡西会津町登世島字 田畑2042-89	0241-45-4330	
19	地域生活支援センターいなわしろ	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	—	○	○	○	耶麻郡猪苗代町大字長田 字西五十滝3967-1	0241-93-8011	
20	相談事業所 絆	特定非営利活動法人 真桜会桜の家	—		○	○	河沼郡会津坂下町沢ノ目 1761-3	080-1850-1164	
21	ゆきわり荘	社会福祉法人鶴翔会	—	○	○	○	大沼郡会津美里町鶴野辺 字広町730	080-1850-1164	
22	レムサスウェル サポート コンサルテーションサービス	レムサスウェル株式会社	—		○	○	大沼郡会津美里町高田甲 2891	070-6950-4837	

■ 居宅介護

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	重度 訪問 介護	行動 援護	同行 援護
1	喜多方市社会福祉協議会 喜多方ヘルパーセンター	社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会	—	○	○	○		○	喜多方市市上江3646-1	0241-23-8088	○		
2	喜多方市社会福祉協議会 山都・高郷ヘルパーセンター	社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会	—	○	○	○		○	喜多方市山都町字北松ノ 前3144	0241-38-3100	○		
3	デイサポート太陽	喜多方交通株式会社	—	○	○	○	○	○	喜多方市市小田付道下 7132-4	0241-24-3878	○		
4	ニチケアセンターしおかわ	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	喜多方市塩川町字東栄町 二丁目2-6	0241-28-1895	○		
5	comくらぶ	有限会社希星	—	○	○	○	○	○	会津若松市大町一丁目 7-5	0242-22-0200	○	○	○

■ 居宅介護

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	重度訪問介護	行動援護	同行援護
6	株式会社ケアネット ヘルパーステーション会津	株式会社 ケアネット	—	○	○	○		○	会津若松市門田町 工業団地37-1	0242-85-7080	○		
7	会津医療生協 ヘルパーステーション	会津医療生活協同組合	—	○		○			会津若松市東千石1-2-13	0242-36-6411	○		
8	会津若松市社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	—	○	○	○		○	会津若松市追手町5-32	0242-28-4030	○		○
9	ケアサービスゆめ	合同会社陽だまり	—	○	○	○		○	会津若松市東年貢一丁目 3-20	0242-36-6682	○		
10	こころ	株式会社cluster	—	○	○	○		○	会津若松市本町3-20	0242-27-5276	○		○
11	ツクイ会津	株式会社ツクイ	—	○	○	○		○	会津若松市中央一丁目 5-30	0242-39-6210	○		
12	ニチケアセンター七日町	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	会津若松市西七日町6-15	0242-37-0573	○		○
13	ニチケアセンター門田	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	会津若松市門田町日吉字 小金井11	0242-38-3034	○		○
14	ニチケアセンターわかまつ	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	会津若松市南千石町2-25	0242-36-0123	○		○
15	ニチケアセンター河東	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	会津若松市河東町浅山字 仲田25-1	0242-76-1031	○		○
16	ケアステーション 蓮	特定非営利活動法人 いわき自立生活センター	—	○	○	○		○	会津若松市大町一丁目 7-12	0242-85-8633	○		
17	ふれあいづマイル 指定居宅支援事業所	特定非営利活動法人 ふれあいづマイル	—	○	○	○		○	会津若松市東千石一丁目 1-11 渡部ビル1F	0242-27-1644	○	○	○
18	マイム介護センター	株式会社マイム	—	○	○	○		○	会津若松市中央三丁目 7-30	0242-37-3050	○		
19	マイム介護センターあいづ南	株式会社マイム	—	○	○	○		○	会津若松市飯寺南三丁目 6-60	0242-23-7905	○		
20	みんなのヘルパー	有限会社 夢と共生の21グループ	—	○	○	○	○	○	会津若松市明和町5-5	0242-29-7331	○		
21	そら	特定非営利活動法人CHANT	—	○	○	○			会津若松市幕内南町1-35	0242-28-2488	○		
22	ヘルパーステーション暖らん	合同会社 Welfare Revolution	—	○	○	○		○	会津若松市滝沢町1-16	242-93-9025	○		
23	ケアステーション いぶ樹	株式会社いぶ樹	—	○	○	○	○	○	会津若松市和田1-1-41	0242-36-5580	○		
24	しょうがい福祉サービス温っ家	合同会社フューチャー	—	○	○	○	○		会津若松市飯寺南一丁目 11-40	0242-85-7860	○		○
25	社会福祉法人 北塩原村社会福祉協議会	社会福祉法人 北塩原村社会福祉協議会	—	○	○	○	○	○	耶麻郡北塩原村大字大塩 字堀田山8518-93	0241-28-3757	○		
26	西会津町訪問介護事業所	社会福祉法人 にしあいづ福祉会	—	○	○	○		○	耶麻郡西会津町登世島 字田畑乙2042-71	0241-45-2921	○		○
27	会津坂下ホームヘルプサービス センター	社会福祉法人両沼厚生会	—	○	○	○			河沼郡会津坂下町字 中岩田95	0242-83-1370	○		
28	ニチケアセンターばんげ	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	河沼郡会津坂下町 大字宮古字村西40-3	0242-84-2201	○		○
29	マイム介護センターばんげ	株式会社マイム	—	○	○	○	○	○	河沼郡会津坂下町字 台ノ下745	0242-84-1336	○		
30	会津美里町社会福祉協議会 ヘルパーステーション	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会	—	○	○	○		○	大沼郡会津美里町下堀 字中川360-4	0242-55-1610	○		
31	ニチケアセンター会津本郷	株式会社ニチ学館	—	○	○	○		○	大沼郡会津美里町新町 236-1	0242-57-1019	○		○
32	医療法人明精会 会津本郷ヘルパーステーション	医療法人明精会	—	○	○	○	○	○	大沼郡会津美里町北川原 19	0242-56-3999	○		
33	社会福祉法人心愛会 ホームヘルプサービス	社会福祉法人心愛会	—	○	○	○		○	大沼郡会津美里町北川原 14	0242-85-8477	○		○
34	ホームヘルプステーション 「ゆうゆう」	社会福祉法人 金山町社会福祉協議会	—	○	○	○		○	大沼郡金山町大字中川 字沖根原1324	0241-55-3336	○		

■生活介護

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	生活介護事業所ひだまり	特定非営利活動法人ひだまり	8	○	○	○	○		喜多方市山都町字木曾540	0241-38-3585	
2	スペースぽぷら	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	11		○				会津若松市花畑東6-4	0242-22-6703	
3	障がい福祉サービス事業所コパン	社会福祉法人心愛会	20	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 亀賀字北柳原52	0242-93-7566	
4	ピータバンディサービスセンター	有限会社 ピパネット	21	○	○	○	○		会津若松市真宮新町南 四丁目78	0242-58-1131	
5	障がい福祉サービス事業所 Mamiyaつといの家	社会福祉法人啓和会	20	○	○	○			会津若松市真宮新町北 二丁目51	0242-59-1900	
6	自立支援事業所こっとな	特定非営利活動法人あいの里	6	○	○	○			会津若松市門田町中野 大道西23-20	0242-85-7810	
7	自立支援事業所くれよん	特定非営利活動法人あいの里	10	○	○	○			会津若松市河東町浅山字 仲田17-2	0242-75-5383	
8	障がい者支援施設アガッセ	社会福祉法人会津療育会	75	○					会津若松市神指町榎木壇 73	0242-39-2271	
9	りんどうの家	社会福祉法人賢心会	50		○				会津若松市大戸町小谷 川端1	0242-92-3321	
10	生活介護事業所あすか	特定非営利活動法人あすか	20		○	○			会津若松市藤原一丁目 10-11	0242-93-5262	
11	生活介護事業所こもれび	特定非営利活動法人夢あるき	6			○	○		会津若松市西七日町 2-29	0242-93-9488	
12	生活介護事業所Myぶれいす	リワーディング合同会社	20	○	○	○	○		会津若松市湯川南6-14	0242-77-5227	
13	生活介護事業所エフケイ	合同会社 エフケイ	20	○	○	○			会津若松市北滝沢二丁目 4-12	080-4515-5267	
14	生活介護事業所フォレスト	株式会社BOSCO	20	○	○	○			耶麻郡北塩原村大字檜原 字剣ヶ峯1093-865	0241-32-2300	
15	福島県ばんだい荘あおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	60		○				耶麻郡猪苗代町大字長田 字五十滝3967-1	0242-65-2711	
16	ゆきわり荘あみーち	社会福祉法人鶴翔会	15		○				河沼郡会津坂下町字 小川原991	0242-85-8145	
17	ゆきわり荘	社会福祉法人鶴翔会	45		○				大沼郡会津美里町小沢字 牛首甲1213-3	0242-78-2426	
18	生活介護 希来里	特定非営利活動法人希来里	10	○	○				大沼郡会津美里町富川字 富岡167	0242-54-6689	
19	ハッピーロード 美里 デイサービスセンター	特定非営利活動法人 ハッピーロード	8	○	○	○	○		大沼郡会津美里町字鹿島 3119-1	0242-23-7080	

■ 自立訓練（生活訓練）

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	ひめさゆり荘	医療法人昨雲会	20		○	○			喜多方市松山町鳥見山字 上堰下4774-8	0241-23-1269	

■ 自立訓練（宿泊型）

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	ひめさゆり荘	医療法人昨雲会	20		○	○			喜多方市松山町鳥見山字 上堰下4774-8	0241-23-1269	

■ 就労移行支援

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	障がい福祉サービス事業所 コパン・クラージュ	社会福祉法人心愛会	14	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 鶴賀字村東9-1	0242-37-0511	

■ 就労継続支援A型

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	障がい福祉サービス事業所コパン	社会福祉法人心愛会	10	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 亀賀字北柳原52	0242-93-7566	
2	グリット・ワン	株式会社オネスト・ワン	20		○				会津若松市一箕町亀賀字 郷之原166番地、142番地	0242-93-7794	
3	ワークアイアイ利通	株式会社 ワークアイアイ利通	10	○	○	○			会津若松市門田町大字 黒岩字石高241-2	0242-23-4082	
4	フェリス	株式会社MWH	20	○	○	○	○		会津若松市白虎町201	024-223-9655	
5	アクティブ	社会福祉法人たちあおい	10	○	○	○			会津若松市藤原二丁目 22番地の2	0242-23-4361	

就労継続支援B型

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	地域活動支援センター ウィズピア	医療法人昨雲会	20	○	○	○			喜多方市松山町村松字 北原3634-1	0241-21-1066	
2	いいで工房	医療法人昨雲会	20	○	○	○			喜多方市松山町鳥見山字 柳原道下4970-1	0241-24-2118	
3	就労継続支援B型事業所 共同作業所ひだまり	特定非営利活動法人ひだまり	12	○	○	○	○		喜多方市山都町字木曾 540	0241-38-3585	
4	ふれあいの家	特定非営利活動法人 喜多方親の会	25		○				喜多方市字上江3646-1	0241-22-0862	
5	フォルテ	特定非営利活動法人フォルテ	30	○	○	○			喜多方市字清水が丘2-50	0241-22-3260	
6	障がい福祉サービス事業所 エーコード	社会福祉法人啓和会	10	○	○	○			喜多方市字町田8269-2	0241-23-7333	
7	ドリームハウス富夢富夢	特定非営利活動法人富夢富夢	20		○				喜多方市塩川町字館ノ内 933-1	0241-27-8282	
8	障がい福祉サービス事業所 ステップボード	特定非営利活動法人くるりんこ	20	○	○	○	○		喜多方市塩川町四奈川字 上川原2659	0241-23-7400	
9	障がい福祉サービス事業所コパン	社会福祉法人心愛会	30	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 亀賀字北柳原52	0242-93-7566	
10	障がい福祉サービス事業所 コパン・クラージュ	社会福祉法人心愛会	26	○	○	○	○		会津若松市一箕町大字 鶴賀字村東9-1	0242-34-0511	
11	障がい者支援事業所フウ	特定非営利活動法人 市民団体こもれび	20		○				会津若松市湯川町5-9	0242-23-4073	
12	ピーターパンデイサービスセンター	有限会社ピパネット	10	○	○	○	○		会津若松市真宮新町南 四丁目78	0242-58-1131	
13	キッチンモモ	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	20		○				会津若松市門田町大字 飯寺字村東276-9	0242-27-2088	
14	スペースぽぷら（AOI共同作業所）	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	15		○				会津若松市一箕町八角字 中村東67-6	0242-32-2130	
15	ほっとハウスやすらぎ	特定非営利活動法人 ほっとハウスやすらぎ	40	○	○	○	○		会津若松市新横町1-17	0242-29-0593	
16	ほっとハウスれーべん	特定非営利活動法人 ほっとハウスやすらぎ	26	○	○	○	○		会津若松市米代二丁目 2-16	0242-23-8744	
17	FoodLabo菜果	公益財団法人 会津社会事業協会	10	○	○	○	○		会津若松市中央一丁目 5-27	0242-23-8475	
18	自立支援事業所あいの里	特定非営利活動法人あいの里	20	○	○	○			会津若松市門田町中野字 大道東8-1	0242-93-9422	
19	自立支援事業所くれよん （従たる事業所）	特定非営利活動法人あいの里	10	○	○	○			会津若松市河東町浅山字 仲田17-2	0242-75-5383	
20	ふくしの家	社会福祉法人若樹会	45		○				会津若松市神指町大字 北四合字伊丹堂86-1	0242-25-2242	
21	夢の樹	特定非営利活動法人夢あるき	10		○	○			会津若松市一箕町大字 八幡字滝沢82-3	0242-23-8898	
22	就労継続支援事業所 ハッピーロード	特定非営利活動法人 ハッピーロード	20		○	○			会津若松市幕内南町1-23	0242-28-5212	
23	障がい福祉サービス事業所 Mamiyaプリムローズ	社会福祉法人啓和会	14	○	○	○			会津若松市真宮新町北 二丁目50	0242-36-7801	
24	COLORFUL	特定非営利活動法人CHANT	20	○	○	○			会津若松市亀賀二丁目 18-4	0242-23-8567	
25	障がい福祉サービス事業所 ステップボード2	特定非営利活動法人くるりんこ	20	○	○	○	○		会津若松市門田町一ノ堰 字村西686-13	0242-85-7230	
26	※社会福祉法人西会津町授産場	社会福祉法人西会津町授産場	30	○	○	○	○		耶麻郡西会津町尾野本 森野甲10	0241-45-2664	基準該当事業所
27	さぎそうの家	有限会社シークエンス	20	○	○	○			耶麻郡猪苗代町町尻 340-3	0242-62-2011	
28	自立サポートセンター桜	特定非営利活動法人 真桜会桜の家	20	○	○	○			河沼郡会津坂下町字大道 2375	0242-83-4413	
29	ゆうゆうハウス	特定非営利活動法人 いきいきサポートつくしんぼ	10		○	○			河沼郡会津坂下町字大道 2392-6	0242-83-6255	
30	共同作業所ピーターパン	特定非営利活動法人 ピーターパンネットワーク	35	○	○	○	○		大沼郡会津美里町外川原 甲4260-7	0242-93-9357	
31	共同作業所希来里	特定非営利活動法人希来里	20	○	○				大沼郡会津美里町富川字 富岡167	0242-54-6689	

■ 短期入所

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	ひめさゆり荘	医療法人昨雲会	2		○	○			喜多方市松山町鳥見山字上堰下4774-8	0241-23-1269	
2	アガッセ	社会福祉法人会津療育会	5	○					会津若松市神指町榎木壇73	0242-39-2271	
3	りんどうの家	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市大戸町小谷川端1	0242-92-3321	
4	Welfare 希星	有限会社 希星	2	○				○	会津若松市門田町大字日吉筑籬田19	0242-23-7220	
5	さゆりの園ショートステイ 指定短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 にしあいつ福祉会	空床	○					耶麻郡西会津町登世島字田畑乙2042-71	0241-45-2921	
6	福島県ばんだい荘あおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	4		○			○	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1	0242-65-2711	
7	福島県ばんだい荘わかば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	4		○			○	耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1	0242-65-2711	
8	特別養護老人ホーム いなわしろホーム	社会福祉法人猪苗代福祉会	空床	○					耶麻郡猪苗代町三郷字寺南7962-1	0242-66-4123	
9	会津寿楽短期入所 生活介護事業所	社会福祉法人両沼厚生会	空床	○					河沼郡会津坂下町塔寺字北原645	0242-83-0185	
10	福柳苑	社会福祉法人両沼厚生会	空床	○					河沼郡柳津町大字飯谷字前林甲370	0241-41-1165	
11	ゆきわり荘	社会福祉法人鶴翔会	空床		○			○	大沼郡会津美里町小沢字牛首甲1213-3	0242-78-2426	

■ 共同生活援助

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	GHいとよの郷	医療法人昨雲会	9		○	○			喜多方市松山町鳥見山字柳原道下4967	0241-21-1066	
2	GHいとよの郷 こがし荘	医療法人昨雲会	4		○	○			喜多方市松山町鳥見山字上堰下4911-9	0241-21-1066	男性用
3	GHいとよの郷 あさひ荘	医療法人昨雲会	5		○	○			喜多方市上三宮町上三宮字東川原3418-74	0241-21-1066	男性用
4	GHいとよの郷 あけぼの荘	医療法人昨雲会	6		○	○			喜多方市松山町鳥見山字柳原道下4961-1	0241-21-1066	男性用
5	GHいとよの郷 さつき荘	医療法人昨雲会	5		○	○			喜多方市松山町鳥見山字街道西5015-105	0241-21-1066	女性用
6	GHいとよの郷 ふきのとう	医療法人昨雲会	5		○	○			喜多方市上三宮町上三宮字東川原3418-73	0241-21-1066	女性用
7	GHさざんか	社会福祉法人天心会	5		○	○			喜多方市松山町鳥見山字街道西5015-29	0241-24-5811	女性用
8	GHフォルテ	特定非営利活動法人フォルテ	5		○	○			喜多方市字宮西2570	0241-23-7170	
9	GH虹	特定非営利活動法人くるりんこ	9		○	○			喜多方市市井戸尻4135-1	0241-23-9777	
10	なの花ホーム	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市中央三丁目3-14	0242-92-3321	
11	千石ホーム	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市和田1-1-41	0242-29-7553	
12	つくしホーム	社会福祉法人賢心会	4		○				会津若松市日新町8-29	0242-92-3321	
13	Life 希星	有限会社 希星	8	○					会津若松市門田町大字日吉字筑籬田19	0242-23-7220	
14	welfare 希星	有限会社 希星	13	○	○	○			会津若松市門田町大字日吉字筑籬田19	0242-28-7286	
15	コーポふるたて	公益財団法人 会津社会事業協会	6			○			会津若松市北会津町東小松字北古川55-3	0242-56-2525	男性用
16	コーポなな	公益財団法人 会津社会事業協会	7			○			会津若松市北会津町東小松字南古川18-1	0242-56-2525	女性用
17	むつみ寮	公益財団法人 会津社会事業協会	10		○	○			会津若松市相生町5-31	0242-25-3398	男性用
18	こもれび	公益財団法人 会津社会事業協会	2		○	○			会津若松市中央三丁目4-12	0242-23-7466	男性用
19	ひだまり	公益財団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3若竹ビル2F	0242-23-7466	男性用
20	たんぽぽ	公益財団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3若竹ビル3F	0242-23-7466	男性用
21	たけだ苑A	公益財団法人 会津社会事業協会	5		○	○			会津若松市山鹿町4-3若竹ビル4F	0242-23-7466	女性用

共同生活援助

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
22	たけだ苑B	公益財団法人 会津社会事業協会	6		○	○			会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル5F	0242-23-7466	男性用
23	たけだ苑C	公益財団法人 会津社会事業協会	5		○	○			会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル1F	0242-23-7466	
24	せせらぎ	公益財団法人 会津社会事業協会	4		○	○			会津若松市山鹿町4-50	0242-23-7466	男性用
25	こだち	公益財団法人 会津社会事業協会	2		○	○			会津若松市山鹿町4-53	0242-23-7466	女性用
26	こだち（別館）	公益財団法人 会津社会事業協会	3		○	○			会津若松市湯川町1-43	0242-23-7466	男性用
27	ハイツ湯川	公益財団法人 会津社会事業協会	2		○	○			会津若松市湯川町1-47	0242-23-7466	男性用
28	ココ	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	8		○				会津若松市門田町大字 徳久字竹之元565-1	0242-27-2365	
29	ココニ	特定非営利活動法人 自立援助センター雑草の会	要問		○				会津若松市門田町大字 徳久字竹之元1053-2	0242-27-2088	
30	GHすまいる	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	6	○	○	○	○		会津若松市東千石町 一丁目1-11	0242-27-1644	
31	まどか	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	3	○	○	○	○		会津若松市東千石町 三丁目4-50	0242-29-4341	
32	ほのか	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	6	○	○	○	○		会津若松市本町5-1	0242-27-1644	
33	どらごん	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	6	○	○	○	○		会津若松市東千石町 一丁目7-20	0242-27-1644	
34	おりおん	特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	要問	○	○	○	○		会津若松市山見町303-1	0242-85-6270	
35	GH「CHANT」 CHANT1	特定非営利活動法人CHANT	5	○	○	○			会津若松市住吉町17-6 2階	0242-85-6353	女性用
36	CHANT2	特定非営利活動法人CHANT	9	○	○	○			会津若松市住吉町17-6 3・4階	0242-85-6353	男性用
37	CHANT1 サテライト	特定非営利活動法人CHANT	2		○	○			会津若松市新横町1-12	0242-85-6353	女性用
38	CHANT4	特定非営利活動法人CHANT	9		○	○			会津若松市追手町7-17	0242-85-6353	
39	CHANT5	特定非営利活動法人CHANT	6		○	○			会津若松市住吉町18-1	0242-85-6353	
40	ひこうせん	特定非営利活動法人CHANT	5	○		○			会津若松市幕内南町1-35	0242-36-7021	
41	グループホームそら	特定非営利活動法人あいの里	5	○	○	○			会津若松市天神町12-1	0242-85-8580	
42	青木ホーム	特定非営利活動法人 ハッピーロード	6		○	○			会津若松市北青木2-3	0242-23-7503	
43	七日町ホーム	特定非営利活動法人 ハッピーロード	4		○	○			会津若松市西七日町6-45	0242-23-7503	
44	栄町ホーム1	特定非営利活動法人 ハッピーロード	9		○	○			会津若松市東栄町1-15 1・2階	0242-23-7305	
45	栄町ホーム2	特定非営利活動法人 ハッピーロード	4		○	○			会津若松市東栄町1-15 3階	0242-23-7305	
46	グループホームマミヤ	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町北 二丁目6-3	0242-58-2422	男性用
47	グループホームマミヤ2nd	特定非営利活動法人ミライエ	4		○	○			会津若松市真宮新町南 三丁目96-4	0242-58-2422	男性用
48	グループホームマミヤ3rd	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町北 二丁目97-2	0242-58-2422	女性用
49	グループホームマミヤ4	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町南 二丁目172-1	0242-58-2422	女性用
50	グループホームマミヤ5	特定非営利活動法人ミライエ	6		○	○			会津若松市真宮新町南 三丁目61	0242-58-2422	男性用
51	グループホームTOMO	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	5	○	○	○	○		会津若松市河東町広田字 沢田56	0242-23-7260	女性用
52	グループホーム はな	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	5	○	○	○	○		会津若松市河東町広田字 広田130	0242-23-7260	女性用
53	ホーム ひまわり	一般社団法人 ソーシャルネットワークつなぐ	3	○	○	○	○		会津若松市西七日町11-9	0242-23-7260	
54	わたしたちの家	有限会社 夢と共生の21グループ	7	○	○	○	○		会津若松市千石町4-32	0242-28-6616	
55	みんなの家	有限会社 夢と共生の21グループ	7	○	○	○	○		会津若松市南千石町3-4	0242-23-7723	

共同生活援助

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
56	Daichiといぶ樹	株式会社いぶ樹	6	○					会津若松市和田一丁目7-41	0242-36-7745	
57	グループホームありか	特定非営利活動法人 市民団体こもれび	7		○	○			会津若松市城西町6-38	0242-85-6068	
58	グループホームとぼす	特定非営利活動法人 市民団体こもれび	要問		○	○			会津若松市西栄町8-15	0242-93-7754	
59	グループホームろこ	特定非営利活動法人 市民団体こもれび	要問		○	○			会津若松市城西町5-19	0242-23-7803	
60	ネバーランド	特定非営利活動法人 ピーターバンネットワーク	6		○	○	○		会津若松市門田町大字 一ノ堰字村西686-18	0242-985-8091	
61	障がい者グループホーム エフケイ中野1号棟	合同会社エフケイ共同社	3		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷174番地	070-1141-3834	
62	障がい者グループホーム エフケイ中野2号棟	合同会社エフケイ共同社	3		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷174番地	070-1141-3834	
63	障がい者グループホーム エフケイ中野3号棟	合同会社エフケイ共同社	2		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷88番地	070-1141-3834	
64	障がい者グループホーム エフケイ中野5号棟	合同会社エフケイ共同社	2		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷88番地	070-1141-3834	
65	障がい者グループホーム エフケイ上町7号棟	合同会社エフケイ共同社	7		○	○			会津若松市上町6-10 上町マンション 101・102・103・105	070-1141-3834	
66	障がい者グループホーム エフケイ中野11号棟	合同会社エフケイ共同社	3		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷175-3	070-1141-3834	
67	障がい者グループホーム エフケイ中野14号棟	合同会社エフケイ共同社	19		○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷174番地	070-1141-3834	
68	障がい者グループホーム エフケイ中野15号棟	合同会社エフケイ共同社			○	○			会津若松市門田町大字 中野字屋敷174番地	070-1141-3834	
69	障がい者グループホーム エフケイ一箕17号棟	合同会社エフケイ共同社	20		○	○			会津若松市一箕町大字 八幡墓料80-31	070-1141-3834	
70	障がい者グループホーム エフケイ一箕18号棟	合同会社エフケイ共同社			○	○			会津若松市一箕町大字 八幡墓料80-31	070-1141-3834	
71	グループホーム みんなの家アンディ	有限会社移パーツ	6		○				会津若松市藤原一丁目9-16	0242-93-7278	
72	グループホーム みんなの家アンディ 2nd	有限会社移パーツ	7		○				会津若松市石堂町10-45	0242-93-6221	
73	グループホーム みんなの家アンディ 3rd	有限会社移パーツ	4		○				会津若松市藤原一丁目12-26	0242-93-7278	
74	グループホーム西原寮1号	社会福祉法人西会津町授産場	2	○	○	○			耶麻郡西会津町尾野本字 西原甲364 30号棟	0241-45-2664	
75	グループホーム西原寮2号	社会福祉法人西会津町授産場	2		○	○			耶麻郡西会津町尾野本字 西原甲364 34号棟	0241-45-2664	
76	BOSCOHOME 1	株式会社BOSCO	6	○	○	○			耶麻郡猪苗代町城西 142-1	0242-23-8932	
77	BOSCOHOME 2	株式会社BOSCO	7	○	○	○			耶麻郡猪苗代町城西 151-1 城西ハウス	0242-23-8932	
78	BOSCOHOME 3	株式会社BOSCO	3	○	○	○			耶麻郡猪苗代町城西 151-1 城西ハイツ1	0242-23-8932	
79	BOSCOHOME 4	株式会社BOSCO	3	○	○	○			耶麻郡猪苗代町城西 150-3 城西ハウスB棟	0242-23-8932	
80	BOSCOHOME 5	株式会社BOSCO	3	○	○	○			耶麻郡猪苗代町城西 150-3 城西ハウスC棟	0242-23-8932	
81	共同生活事業所いなわしろ グループホームあおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	6		○				耶麻郡猪苗代町字芦原 65-2	0242-65-2711	
82	ホームこころ	特定非営利活動法人 真桜会桜の家	5		○	○			河沼郡会津坂下町字 沢ノ目1759-3	0242-83-3233	
83	グループホームたかせ	特定非営利活動法人憩いの家	7		○	○			河沼郡湯川村大字湊字 村中甲209-1	0241-27-5041	
84	ティンカーベルの森	特定非営利活動法人 ピーターバンネットワーク	4		○	○	○		大沼郡会津美里町新町 333 星の子ハイツ103	0242-93-9357	

■ 施設入所支援

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	備考
1	障がい者支援施設アガッセ	社会福祉法人会津療育会	55	○					会津若松市神指町榎木壇73	0242-39-2271	
2	りんどうの家	社会福祉法人賢心会	50		○				会津若松市大戸町小谷川端1	0242-92-3321	
3	福島県ばんだい荘あおば	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	60		○				耶麻郡猪苗代町長田字西五十滝3967-1	0242-65-2711	
4	ゆきわり荘	社会福祉法人鶴翔会	50		○				大沼郡会津美里町小沢字牛首甲1213-3	0242-78-2426	

■ 障がい児事業所

No	事業所名	設置主体	定員	身体	知的	精神	難病	児童	所在地	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
1	キッズリオン ネオ	株式会社AIS	10					○	喜多方市字惣座宮2712	0241-23-6366	○	○	
2	キッズリオン ジョイ	株式会社AIS	10					○	喜多方市豊川町高堂太字堂畑1262-3	0241-23-8315	○	○	
3	ウィズ・ユー喜多方塩川	有限会社 ティーケーエンタープライズ	10					○	喜多方市塩川町字東栄町一丁目6-3	0241-23-6430	○	○	
4	えのん塩川	Lumics 株式会社	10					○	喜多方市塩川町小府根字曾根田1	0241-23-5652	○	○	○
5	わん・ステップ塩川教室	社会福祉法人啓和会	10					○	喜多方市塩川町字古戸城452	0241-23-7270	○	○	
6	STUDIO. Chieko	株式会社STUDIO. Chieko	10					○	喜多方市字飯田道上5596-3	0241-23-9260	○	○	
7	キッズリオン ブラン	株式会社AIS	10					○	会津若松市中町4-33 平ちゃんビル2F	0242-36-7650	○	○	
8	キッズリオン ルージュ	株式会社AIS	10					○	会津若松市建福寺前1-32 尾崎ビル101	0242-23-4401	○	○	
9	キッズリオン ブルー	株式会社AIS	10					○	会津若松市八角町1-18 松本ビル1階-西号室	0242-36-7134	○	○	
10	キッズリオン ヴェール	株式会社AIS	10					○	会津若松市行仁町2-36	0242-93-7305	○	○	
11	会津通園訓練センターたんぽぽ園	社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会	10					○	会津若松市一箕町大字 鶴賀字下柳原88-4	0242-22-9305	○	○	○
12	障がい福祉サービス事業所 コパン・クラージュ	社会福祉法人心愛会	20					○	会津若松市一箕町大字 鶴賀字村東9-1	0242-37-0511	○	○	
13	ゆめみっこ	特定非営利活動法人夢あるき	10					○	会津若松市町北町大字 上荒久田字鈴木7	0242-33-8818	○	○	○
14	ほっとハウスぱうむ	特定非営利活動法人 ほっとハウスやすらぎ	10					○	会津若松市材木町二丁目6-3	0242-23-8144		○	
15	総合発達支援プラザふらっぴ	一般財団法人竹田健康財団	10					○	会津若松市山鹿町4-10	0242-27-5517	○	○	○
16	多機能型事業所はるか	社会福祉法人南町保育会	10					○	会津若松市飯寺北三丁目10番27号	0242-36-7355	○	○	○
17	多機能型事業所第2はるか	社会福祉法人南町保育会	10					○	会津若松市南花畑2番7号	0242-93-7881	○	○	○
18	マカセッセ	キープオンカンパニー株式会社	10					○	会津若松市一箕町大字 亀賀字川西36-4	0242-32-9255		○	
19	わん・ステップ扇町教室	社会福祉法人啓和会	10					○	会津若松市扇町三丁目1-6	0242-93-5612	○	○	
20	わん・ステップ城前教室	社会福祉法人啓和会	10					○	会津若松市城前10-63	0242-93-6114	○	○	
21	スターフィッシュ	株式会社エレメント	10					○	会津若松市駅前町8-26	0242-85-7662		○	
22	えのん会津若松	Lumics 株式会社	10					○	会津若松市北青木4-6	0242-77-4908	○	○	
23	キッズリオン	株式会社AIS	10					○	会津若松市天神町14-2	0242-23-9167	○	○	
24	BOSCO KIDS磐梯	株式会社BOSCO	10					○	耶麻郡磐梯町大字更科字並松4063-1	0242-85-7500		○	
25	かわらご園	特定非営利活動法人 かわらごkids	10					○	河沼郡会津坂下町字館ノ下87	0242-82-4311	○	○	
26	leaf	特定非営利活動法人 真桜会桜の家	10					○	河沼郡会津坂下町字沢ノ目1761-1	0242-23-8244	○	○	
27	みらい	特定非営利活動法人 ハッピーロード	10					○	大沼郡会津美里町字高田甲2922-1	0242-85-8039	○	○	

会津保健福祉事務所管外 サービス提供事業所（令和8年4月1日現在）
（本市において利用中の主な施設等）

■ 療養介護

No	事業所名	設置主体	所在地	電話番号	備考
1	福島病院	独立行政法人国立病院機構	須賀川市芦田塚13	0248-75-2131	
2	いわき病院	独立行政法人国立病院機構	いわき市小名浜野田字八合88-1	0246-88-7101	
3	福祉整肢療護園	社会福祉法人いわき福音協会	いわき市平上平窪字古館1-2	0246-25-8131	
4	米沢病院	独立行政法人国立病院機構	山形県米沢市大字三沢26100-1	0238-22-3210	

■ 施設入所支援

No	事業所名	設置主体	所在地	電話番号	備考
1	障害者支援施設静心園	社会福祉法人けやきの村	福島市飯坂町中野字堰場41	024-542-7213	
2	福島おおなみ学園	社会福祉法人太陽学園	福島市大波字水戸内向19-2	024-588-1822	
3	指定施設入所支援事業所 けやきの村	社会福祉法人けやきの村	福島市飯坂町中野字高田前2-7	024-542-3275	
4	指定障害者支援施設青松苑	社会福祉法人けやきの村	福島市飯坂町中野字高田前2-18	024-542-4366	
5	指定障害者支援施設 野の花ホーム	社会福祉法人いわき福音協会	いわき市平上平窪字羽黒40-51	0246-24-1201	
6	障がい者支援施設あかまつ荘	社会福祉法人南陽会	南会津郡南会津町長野字上の山3417-2	0241-62-5088	
7	福島県きびたき寮	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原142-8	0248-25-3107	
8	福島県ひばり寮	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原29-4	0248-25-3112	
9	福島県かえで荘	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原189-1	0248-25-3106	
10	福島県かしわ荘	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村真船字芝原29-4	0248-25-3105	
11	福島県矢吹しらうめ荘	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡矢吹町鍋内83	0248-42-2655	
12	指定障害者支援施設 石川共生園	社会福祉法人桜が丘学園	石川郡石川町塩沢字割田作34-123	0247-26-0315	

■ 共同生活援助（会津圏域外）

No	事業所名	設置主体	所在地	電話番号	備考
1	ほわいとはうす福島	鈴ノ木総業株式会社	福島市郷野目字上35-7	024-563-4566	
2	グループホーム南長久保101	特定非営利活動法人 アイ・キャン	郡山市安積町笹川字四角坦59-2	024-973-8515	
3	伊達ホーム	社会福祉法人太陽学園	伊達市田町41-3	024-583-5765	
4	すみれ荘	社会福祉法人南陽会	南会津郡下郷町湯野上字居平836-3-2	0241-64-5545	
5	共同生活事業所にしごう	社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原150	0248-25-3105	

〈その他関係機関〉

○会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ

就労面及び生活面における一体的な支援を行うことにより、雇用の促進および職業の安定を図ることを目的としています。さまざまな関係機関とのネットワークにより、就職・職場への定着に至るまで、相談・支援を一貫して行っています。

【問い合わせ】ふろんていあ（住所：会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86-1）

0242-85-6592

○ハローワーク（公共職業安定所）

就労を希望する障がい者の求職登録を行い、専門職員が求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、職場適応指導を実施しています。職業相談・職業紹介に当たっては、公共職訓練のあっせん、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の各種支援策も活用しています。

また、障がい者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言や各種助成金の案内を行っています。

【問い合わせ】ハローワーク喜多方（住所：喜多方市字千苅8374番地）

0241-22-4111

ハローワーク会津若松（住所：会津若松市西栄町2番23号）

0242-26-3333

○児童相談所

専門スタッフが児童に対するさまざまな相談に応じ、必要な助言・指導を行います。また、児童福祉施設への措置決定を行います。

【問い合わせ】会津児童相談所（住所：会津若松市一箕町大字八幡字門田1番3号）

0242-23-1400

○障がい者110番

障がい児（者）についての相談に応じます。相談には、一般相談と専門相談があります。

【問い合わせ】福島県障がい者社会参加推進センター（住所：福島市御山町8番30号）

024-563-5110

○特別支援学校

障がいのある児童生徒に対して、小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、障がいによる困難を克服するために必要な知識や技能などを養います。知的障がい、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由または、病弱の5種類の障がいを対象としています。

【知的障がい】

福島県立会津支援学校（住所：会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102番地）

0242-32-2242

福島県立猪苗代支援学校（住所：耶麻郡猪苗代町大字長田字並柳西3966番地2）

0242-62-2151

【視覚障がい】

福島県立視覚支援学校（住所：福島市森合町6番34号）

024-534-2574

【聴覚障がい】

福島県立聴覚支援学校会津分校（住所：会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102番地）

0242-22-1286

【肢体不自由】

福島県立郡山支援学校（住所：郡山市富田町字上ノ台1番地）

024-951-0247

○福島県精神科救急情報センター

夜間・休日において精神疾患を有する方やその家族などからの緊急的な精神医療相談を受け付けます。

【問い合わせ】福島県精神科救急情報センター

0570-055-699

※かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。